

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

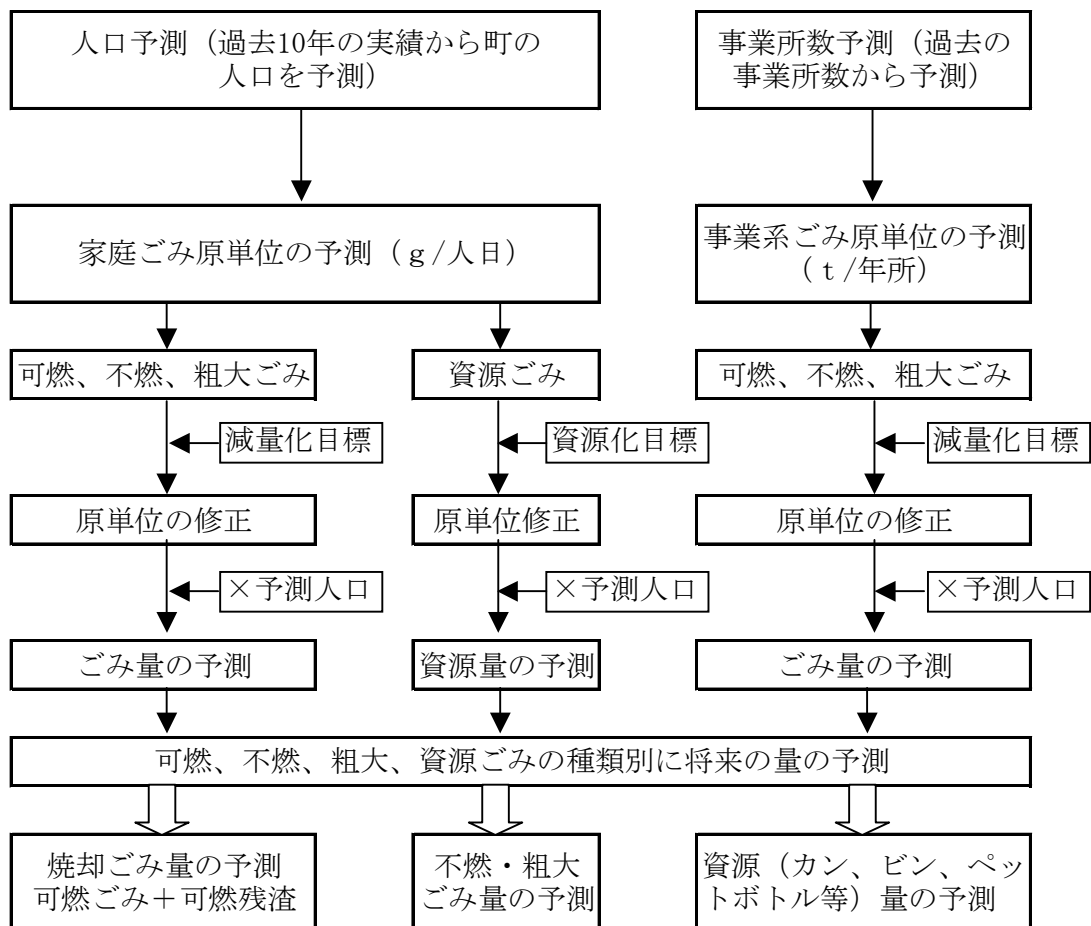
【資料編】

資料1 人口及び事業所数の予測

1 推定の方法

人口及びごみ量の推定は、次のように行った。

- ① 過去の実績（人口、ごみ量ともに10年の原単位実績）に基づいて、1次傾向線、2次傾向線、1次指数曲線、べき曲線及びロジスティック曲線による推定を行った。
 - ・原単位は、家庭系ごみは、1人1日当たり排出量（g/人・日）を用い、事業系ごみは、1事業所1日当たり排出量（t/年・所）を用いている。
ただし、本基本計画の事業系ごみの原単位は、t/年・所をg/人・日に換算した値を用いている。
 - ・事業所数は、人口の増減に比例して増減するものとした。
 - ・推定は、構成町別に行っている。
- ② 推定した曲線のうち、過去の実績傾向に近く、相関係数の上位の推定線を用いることを原則としている。
- ③ ②に適した曲線がない場合は、過去の傾向の延長または、平均値を用いることがある、
- ④ 神奈川県のごみ減量化、資源化目標を参考に、構成町別に減量化及び資源化の目標を設定し、原単位を目標に向かって修正した。
- ⑤ 予測した原単位に予測人口または事業所数を乗じてごみ量の予測を求めた。

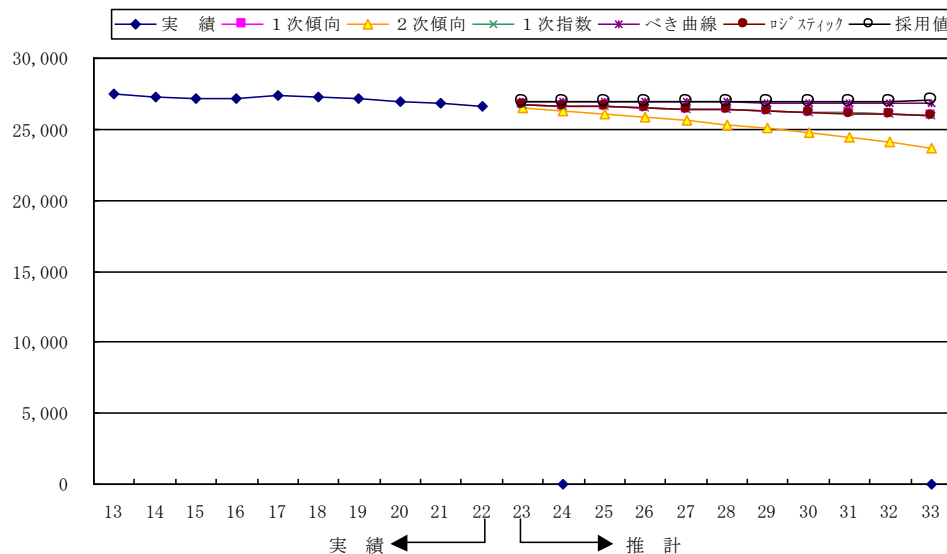


2 人口予測

1) 湯河原町の人口予測

湯河原町の人口は、漸減傾向ではある。湯河原町の総合計画による将来進行予測に準じて、本計画の将来人口を予測した。総合計画では、平成32年度に27,000人を見込んでおり、その数値に最も近いべき曲線の数値に加算して採用人口を予測した。

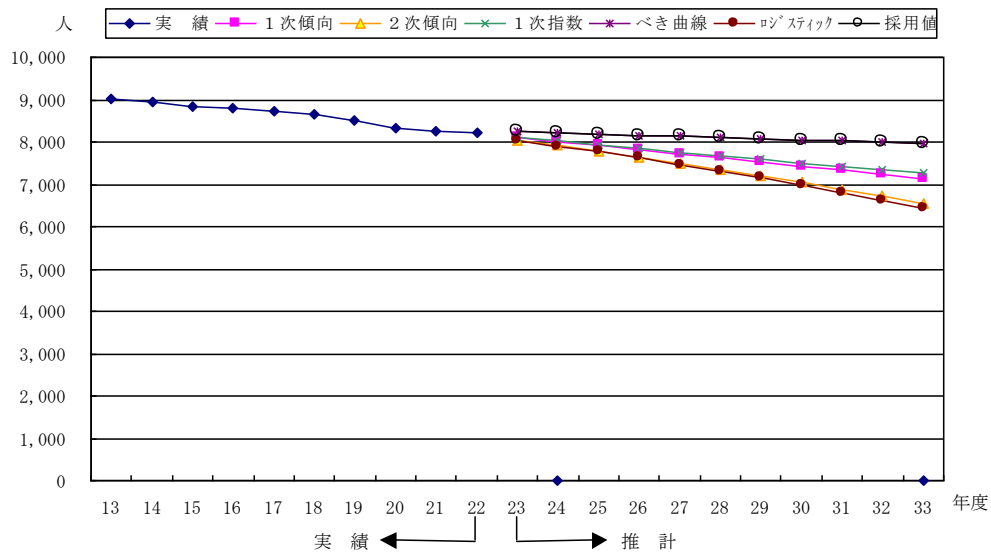
湯河原町		行政区区内人口					単位：人	
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値	
H. 13	27,540							
H. 14	27,226							
H. 15	27,171							
H. 16	27,127							
H. 17	27,431							
H. 18	27,252							
H. 19	27,130							
H. 20	26,983							
H. 21	26,838							
H. 22	26,612							
H. 23		26,725	26,507	26,726	26,988	26,724	26,988	
H. 24	初年度	26,651	26,314	26,653	26,968	26,649	26,973	
H. 25		26,577	26,102	26,581	26,949	26,574	26,974	
H. 26		26,504	25,869	26,508	26,930	26,499	26,975	
H. 27		26,430	25,617	26,436	26,913	26,423	26,978	
H. 28		26,356	25,345	26,364	26,896	26,347	26,981	
H. 29		26,282	25,053	26,292	26,880	26,271	26,985	
H. 30		26,208	24,741	26,221	26,865	26,195	26,990	
H. 31		26,135	24,410	26,149	26,850	26,119	26,995	
H. 32		26,061	24,058	26,078	26,835	26,042	27,000	
H. 33	目標年次	25,987	23,687	26,007	26,821	25,965	27,006	
相関係数		0.8254	0.8717	0.8244	0.5246	0.5108		
順位		2	1	3	4	5		



2) 真鶴町の人口予測

真鶴町の人口は、漸減傾向ではある。湯河原町の総合計画による将来進行予測に準じて、本計画の将来人口を予測した。総合計画では、平成32年度に8,000人を見込んでおり、その数値に最も近いべき曲線として採用人口を予測した。

真鶴町		行政区域内人口					単位：人
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	9,028						
H. 14	8,957						
H. 15	8,846						
H. 16	8,793						
H. 17	8,714						
H. 18	8,666						
H. 19	8,496						
H. 20	8,324						
H. 21	8,251						
H. 22	8,215						
H. 23		8,102	8,045	8,112	8,267	8,038	8,267
H. 24	初年度	8,006	7,918	8,022	8,229	7,906	8,229
H. 25		7,910	7,786	7,934	8,194	7,767	8,194
H. 26		7,815	7,649	7,846	8,161	7,622	8,161
H. 27		7,719	7,507	7,759	8,130	7,471	8,130
H. 28		7,623	7,359	7,673	8,101	7,314	8,101
H. 29		7,527	7,206	7,588	8,074	7,150	8,074
H. 30		7,431	7,049	7,504	8,048	6,980	8,048
H. 31		7,336	6,885	7,421	8,024	6,805	8,024
H. 32		7,240	6,717	7,339	8,000	6,625	8,000
H. 33	目標年次	7,144	6,544	7,258	7,978	6,440	7,978
相関係数		0.9889	0.9912	0.9878	0.4063	0.4083	
順位		2	1	3	5	4	

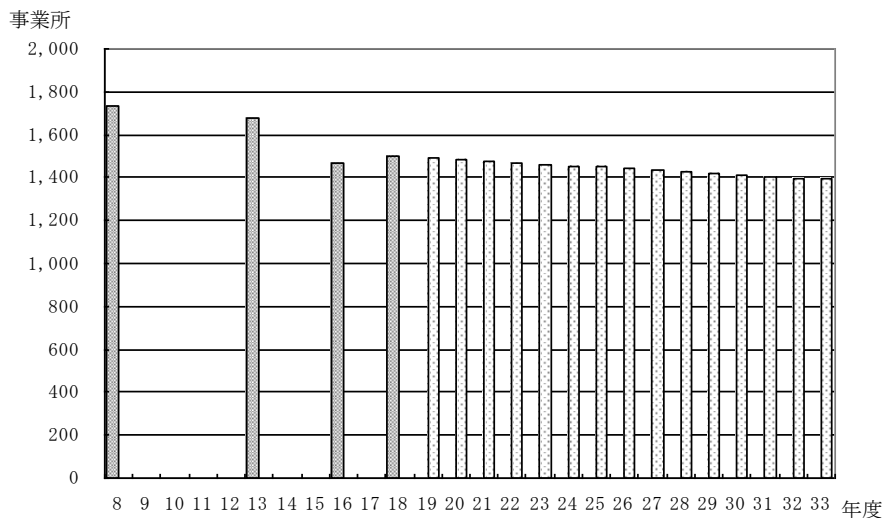


3 事業所数の予測

1) 湯河原町の事業所数の予測

湯河原町の事業所数は、漸減傾向ではある。湯河原町の人口予測の減少率を基に、事業所数の将来予測を行った。

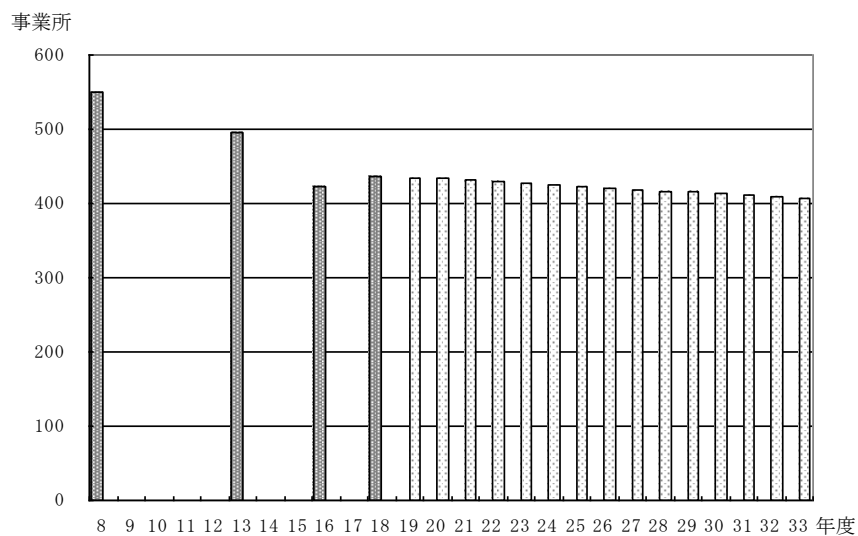
年度	県統計	比例按分	推計	前年差
H. 8	1,734			
H. 9		1,723		11
H. 10		1,712		11
H. 11		1,701		11
H. 12		1,690		11
H. 13	1,679			11
H. 14		1,610		69
H. 15		1,541		69
H. 16	1,471			70
H. 17		1,484		-13
H. 18	1,497			-13
H. 19			1,490	7
H. 20			1,483	7
H. 21			1,476	7
H. 22			1,469	7
H. 23			1,462	7
H. 24			1,455	7
H. 25			1,448	7
H. 26			1,441	7
H. 27			1,434	7
H. 28			1,427	7
H. 29			1,420	7
H. 30			1,413	7
H. 31			1,406	7
H. 32			1,399	7
H. 33			1,392	7



2) 真鶴町の事業所数の予測

真鶴町の事業所数は、漸減傾向ではある。真鶴町の人口予測の減少率を基に、事業所数の将来予測を行った。

年度	県統計	比例按分	推計	前年差
H. 8	550			
H. 9		539		11
H. 10		528		11
H. 11		517		11
H. 12		506		11
H. 13	495			11
H. 14		471		24
H. 15		447		24
H. 16	422			25
H. 17		430		-8
H. 18	437			-7
H. 19			435	2
H. 20			433	2
H. 21			431	2
H. 22			429	2
H. 23			427	2
H. 24			425	2
H. 25			423	2
H. 26			421	2
H. 27			419	2
H. 28			417	2
H. 29			415	2
H. 30			413	2
H. 31			411	2
H. 32			409	2
H. 33			407	2



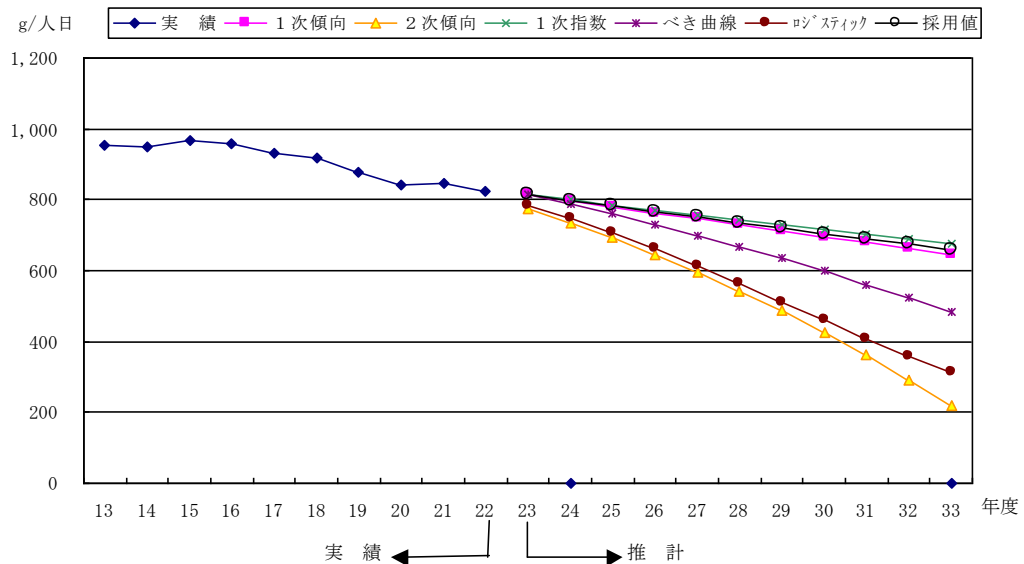
資料2 原単位の予測

1 湯河原町の家庭系ごみ原単位の予測

1) 湯河原町の家庭系収集可燃ごみ原単位の予測

家庭系収集可燃ごみ原単位は、推定線間の相関係数が第1位の1次傾向と1次指数の平均値を採用値とした。

湯河原町 家庭系収集可燃ごみ		単位：g/人日					
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	952						
H. 14	951						
H. 15	969						
H. 16	957						
H. 17	933						
H. 18	917						
H. 19	878						
H. 20	844						
H. 21	845						
H. 22	822						
H. 23		814	774	816	815	785	815
H. 24	初年度	797	735	801	789	748	799
H. 25		780	692	786	761	707	783
H. 26		763	646	771	732	662	767
H. 27		746	596	757	701	613	751
H. 28		729	543	743	668	563	736
H. 29		712	486	729	634	511	720
H. 30		695	425	715	599	459	705
H. 31		679	361	702	562	408	690
H. 32		662	293	688	524	359	675
H. 33	目標年度	645	221	676	484	312	660
相関係数		0.9354	0.9697	0.9289	0.1545	0.2733	1次・指数
順位		2	1	3	5	4	



資料-6

2) 湯河原町の家庭系収集不燃ごみ原単位の予測

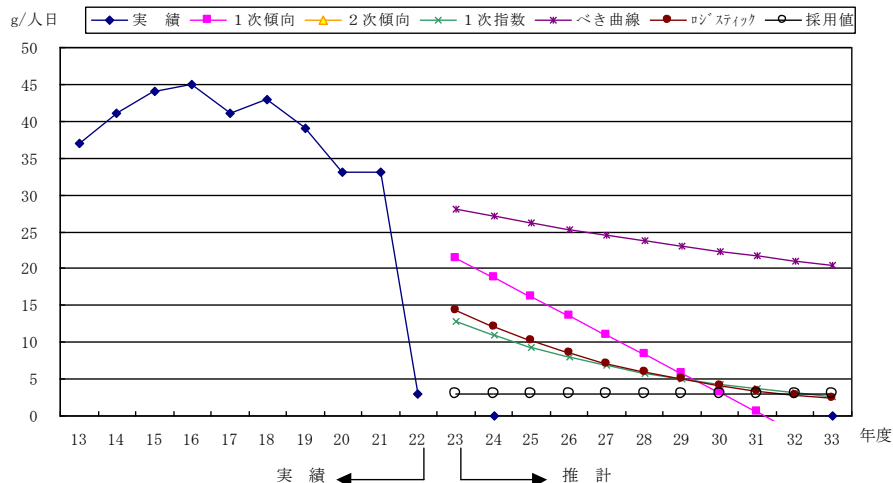
平成21年度までは収集粗大ごみに不燃ごみが含まれて収集されていたことから、家庭系収集不燃ごみ原単位は、平成22年度からの収集であるためデータの蓄積がない。そのため、平成22年度の不燃ごみ実績により原単位を予測した。

3) 湯河原町の家庭系収集粗大ごみ原単位の予測

平成21年度までは収集粗大ごみに不燃ごみが含まれて収集されていたことから、家庭系収集粗大ごみ原単位は、平成22年度から急激に落ち込んでいる。そのため、平成22年度の粗大ごみ実績により原単位を予測した。

湯河原町 家庭系収集粗大ごみ 単位：g/人日

年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	37						
H. 14	41						
H. 15	44						
H. 16	45						
H. 17	41						
H. 18	43						
H. 19	39						
H. 20	33						
H. 21	33						
H. 22	3						
H. 23		21	-2	13	28	14	3
H. 24	初年度	19	-17	11	27	12	3
H. 25		16	-34	9	26	10	3
H. 26		14	-54	8	25	9	3
H. 27		11	-75	7	24	7	3
H. 28		8	-99	6	24	6	3
H. 29		6	-124	5	23	5	3
H. 30		3	-152	4	22	4	3
H. 31		0	-182	4	22	3	3
H. 32		-2	-214	3	21	3	3
H. 33	目標年度	-5	-248	3	20	2	3
相関係数		0.6461	0.9190	0.5136	0.2486	0.1169	H22年
順位		2	1	3	4	5	

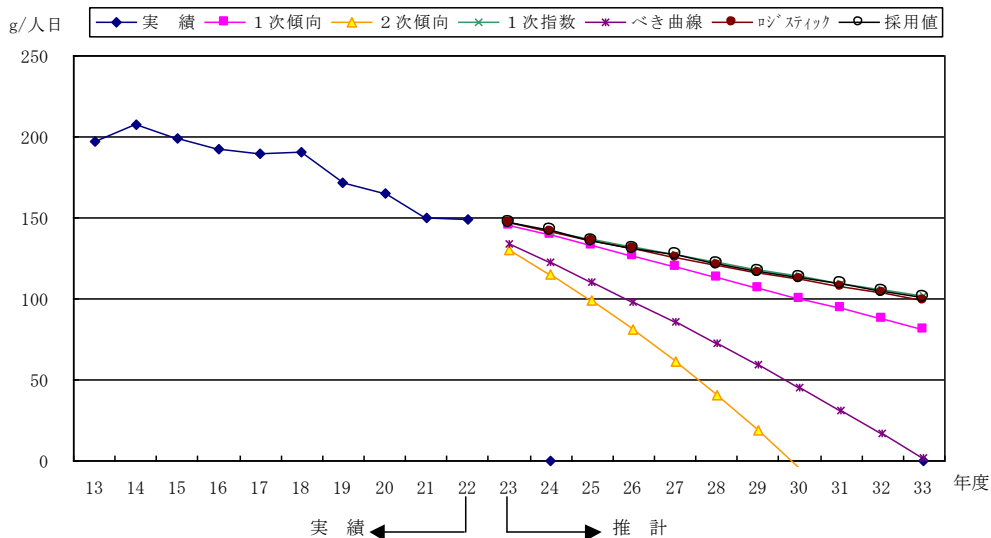


4) 湯河原町の家庭系収集資源ごみ原単位の予測

収集資源ごみに関しては、資源の個別に予測を行わずに資源ごみ全体の予測を行った。個別に実績を見てみると、年度ごとの実績の変化が大きく、有効数値ではない年度もあるためである。

原単位の予測は、推定線間の相関係数が第1位の1次指数とロジスティックの平均値を採用値とした。

湯河原町 家庭系資源(人口)		単位：g/人日					
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	197						
H. 14	208						
H. 15	199						
H. 16	192						
H. 17	190						
H. 18	191						
H. 19	172						
H. 20	165						
H. 21	150						
H. 22	149						
H. 23		146	130	147	134	147	147
H. 24	初年度	139	115	142	122	141	142
H. 25		133	99	137	111	136	136
H. 26		126	81	132	98	131	131
H. 27		120	61	127	86	126	127
H. 28		113	41	122	73	121	122
H. 29		107	19	118	59	116	117
H. 30		100	-5	114	45	112	113
H. 31		94	-30	110	31	108	109
H. 32		88	-56	106	17	103	105
H. 33	目標年度	81	-84	102	2	99	101
相関係数		0.9367	0.9724	0.9234	0.0739	0.2254	指数・ロジ
順位		2	1	3	5	4	

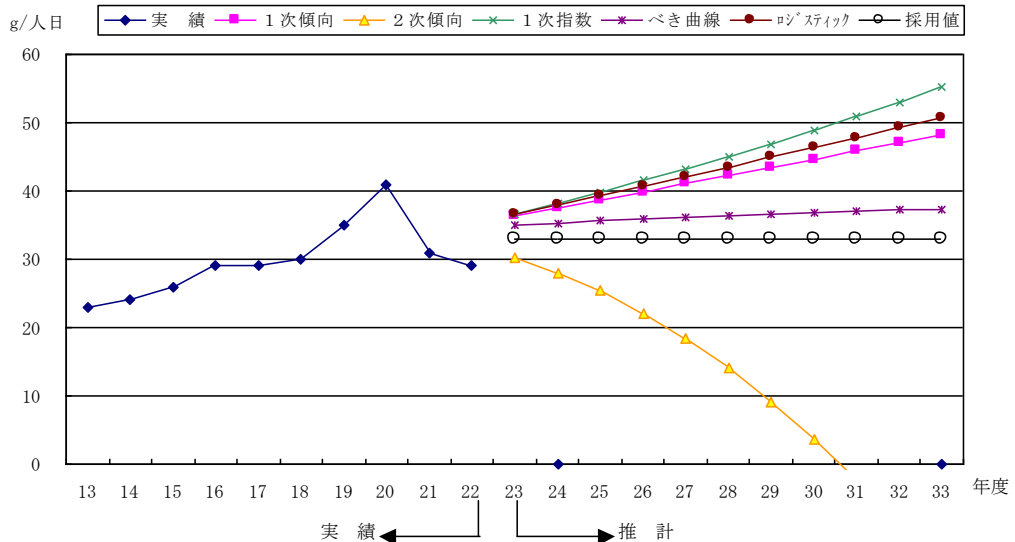


5) 湯河原町の家庭系直接搬入可燃ごみ原単位の予測

直接搬入可燃ごみは、平成19年度及び20年度に急激な増加の実績があり、過去5年間の上下変動が大きいいため、過去5年間の平均値を採用値として予測した。

湯河原町 家庭系直搬可燃ごみ 単位：g/人日

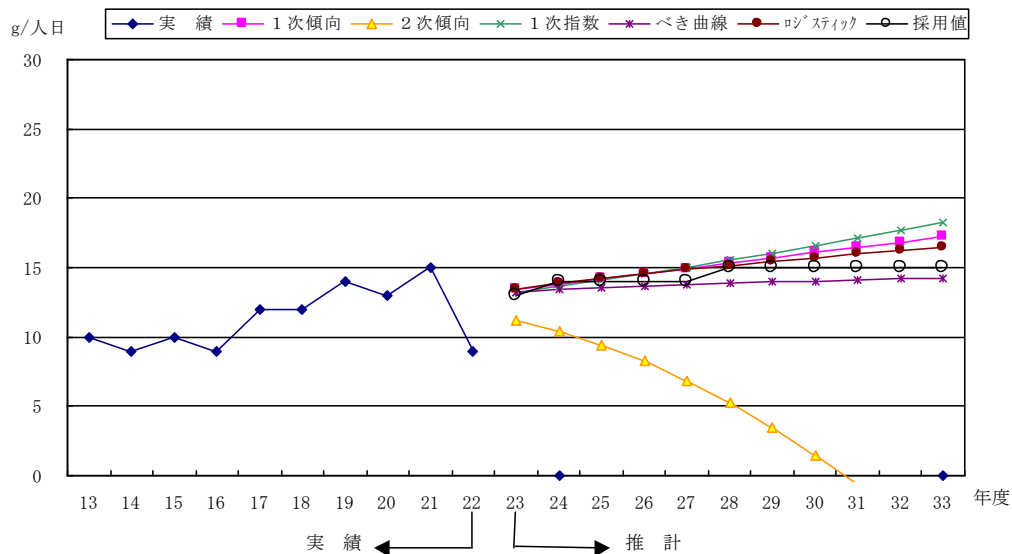
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	23						
H. 14	24						
H. 15	26						
H. 16	29						
H. 17	29						
H. 18	30						
H. 19	35						
H. 20	41						
H. 21	31						
H. 22	29						
H. 23		36	30	37	35	37	33
H. 24	初年度	37	28	38	35	38	33
H. 25		39	25	40	36	39	33
H. 26		40	22	41	36	41	33
H. 27		41	18	43	36	42	33
H. 28		42	14	45	36	43	33
H. 29		43	9	47	37	45	33
H. 30		45	4	49	37	46	33
H. 31		46	-2	51	37	48	33
H. 32		47	-9	53	37	49	33
H. 33	目標年度	48	-16	55	37	51	33
相関係数		0.6857	0.7948	0.6634	0.6242	0.7432	過去5年平均
順位		3	1	4	5	2	



6) 湯河原町の家庭系直接搬入粗大ごみ原単位の予測

直接搬入粗大ごみの原単位の予測は、推定線間の相関係数の順位は良くないが、数値が互いに近いべき曲線とロジスティックの平均値を採用値とした。

湯河原町 家庭系直搬粗大ごみ				単位：g/人日			
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	10						
H. 14	9						
H. 15	10						
H. 16	9						
H. 17	12						
H. 18	12						
H. 19	14						
H. 20	13						
H. 21	15						
H. 22	9						
H. 23		13	11	13	13	13	13
H. 24	初年度	14	10	14	13	14	14
H. 25		14	9	14	14	14	14
H. 26		15	8	15	14	15	14
H. 27		15	7	15	14	15	14
H. 28		15	5	16	14	15	15
H. 29		16	3	16	14	15	15
H. 30		16	1	17	14	16	15
H. 31		16	-1	17	14	16	15
H. 32		17	-3	18	14	16	15
H. 33	目標年度	17	-6	18	14	16	15
相関係数		0.5222	0.6236	0.5074	0.3944	0.7759	べき・ロジ
順位		3	2	4	5	1	



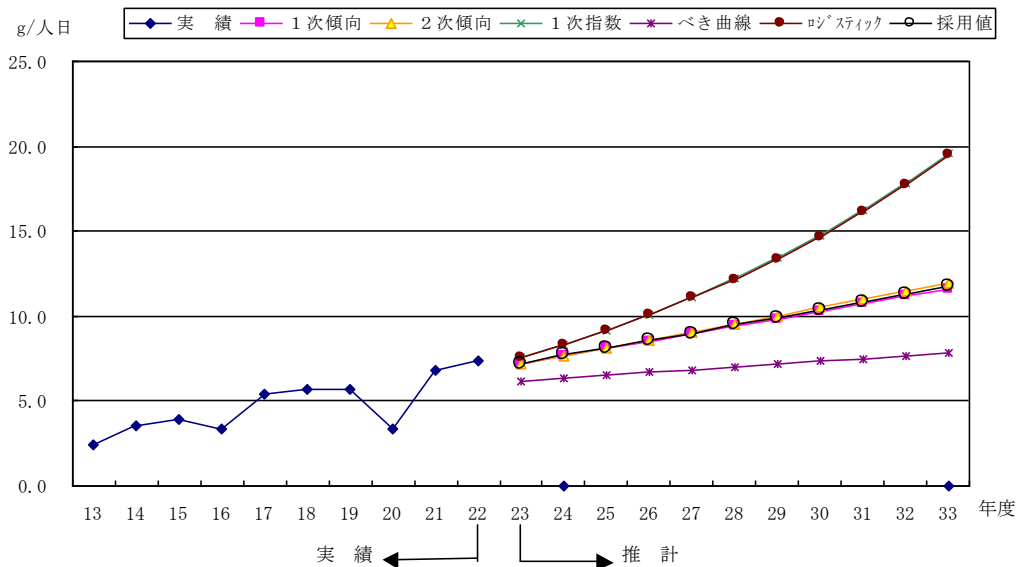
7) 湯河原町の家庭系直接搬入資源ごみ原単位の予測

直接搬入資源ごみの原単位の予測は、推定線間の相関係数の順位は良くないが、数値が互いに近い1次傾向と2次傾向の平均値を採用値とした。

湯河原町 家庭系直搬資源ごみ

単位：g/人日

年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	2.4						
H. 14	3.5						
H. 15	3.9						
H. 16	3.4						
H. 17	5.4						
H. 18	5.7						
H. 19	5.7						
H. 20	3.4						
H. 21	6.8						
H. 22	7.4						
H. 23		7.2	7.2	7.6	6.1	7.6	7.2
H. 24	初年度	7.6	7.7	8.3	6.3	8.3	7.7
H. 25		8.1	8.1	9.2	6.5	9.2	8.1
H. 26		8.5	8.6	10.1	6.7	10.1	8.6
H. 27		9.0	9.1	11.1	6.9	11.1	9.0
H. 28		9.4	9.5	12.2	7.0	12.2	9.5
H. 29		9.8	10.0	13.4	7.2	13.4	9.9
H. 30		10.3	10.5	14.8	7.3	14.7	10.4
H. 31		10.7	11.0	16.2	7.5	16.1	10.8
H. 32		11.2	11.5	17.9	7.6	17.7	11.3
H. 33	目標年度	11.6	12.0	19.6	7.8	19.5	11.8
相関係数		0.8030	0.8031	0.8003	0.7335	0.8110	1次・2次
順位		3	2	4	5	1	

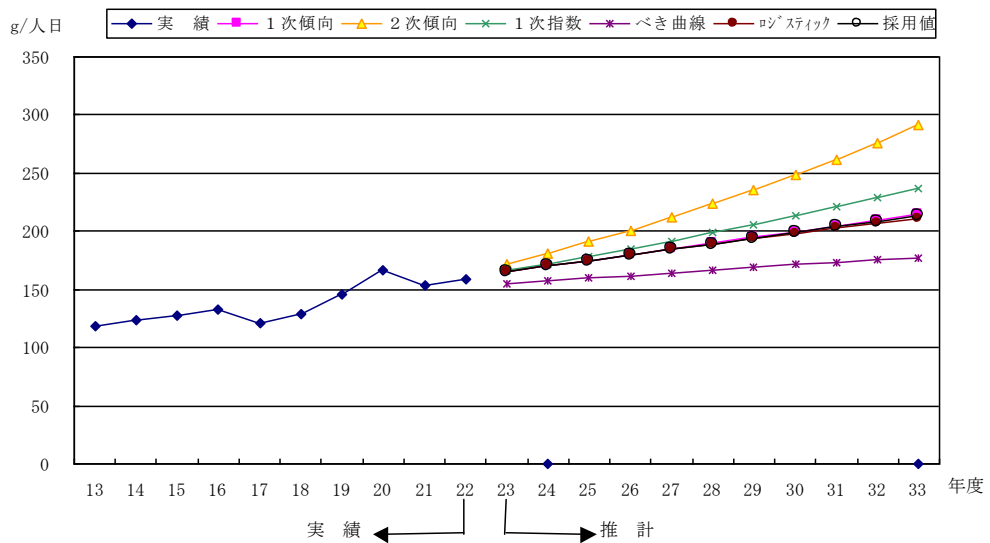


2 湯河原町の事業系ごみ原単位の予測

1) 湯河原町の事業系収集可燃ごみ原単位の予測

事業系収集可燃ごみ原単位は、推定線間の相関係数が第1位の1次傾向とロジスティックの平均を採用値とした。

湯河原町 事業系収集可燃ごみ							単位：g/人日
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	118						
H. 14	124						
H. 15	128						
H. 16	133						
H. 17	121						
H. 18	129						
H. 19	146						
H. 20	166						
H. 21	154						
H. 22	159						
H. 23		165	172	166	154	165	165
H. 24	初年度	170	181	172	157	170	170
H. 25		175	191	179	159	175	175
H. 26		180	201	185	162	180	180
H. 27		185	212	192	164	184	185
H. 28		190	223	199	167	189	189
H. 29		195	236	206	169	194	194
H. 30		200	248	213	171	198	199
H. 31		205	262	221	173	203	204
H. 32		210	276	229	175	207	208
H. 33	目標年度	214	291	237	178	211	213
相関係数		0.8750	0.8873	0.8805	0.5606	0.6898	1次・ロジ
順位		3	1	2	5	4	



2) 湯河原町の事業系収集不燃ごみ原単位の予測

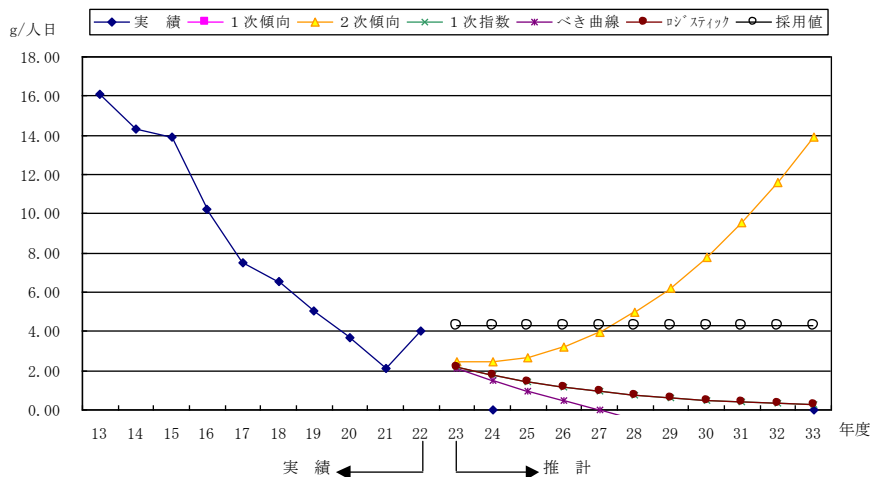
平成21年度までは収集粗大ごみに不燃ごみが含まれて収集されていたことから、事業系収集不燃ごみ原単位は、平成22年度からの収集であるためデータの蓄積がない。そのため、平成22年度の不燃ごみ実績により原単位を予測した。

3) 湯河原町の事業系収集粗大ごみ原単位の予測

平成21年度までは収集粗大ごみに不燃ごみが含まれて収集されていたにもかかわらず、平成22年度は増加している。そのため推計線による予測を行う。平成21年度までの減少傾向が一転して平成22年度は増加傾向となったため、過去5年の平均を採用値とした。

湯河原町 事業系収集粗大ごみ 単位：g/人日

年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	16.12						
H. 14	14.29						
H. 15	13.91						
H. 16	10.20						
H. 17	7.49						
H. 18	6.53						
H. 19	5.05						
H. 20	3.66						
H. 21	2.14						
H. 22	4.02						
H. 23		-0.38	2.48	2.18	2.13	2.18	4.28
H. 24	初年度	-1.96	2.45	1.76	1.52	1.76	4.28
H. 25		-3.55	2.69	1.43	0.97	1.43	4.28
H. 26		-5.14	3.18	1.16	0.45	1.16	4.28
H. 27		-6.72	3.93	0.94	-0.03	0.94	4.28
H. 28		-8.31	4.95	0.76	-0.48	0.76	4.28
H. 29		-9.89	6.22	0.62	-0.90	0.62	4.28
H. 30		-11.48	7.75	0.50	-1.30	0.50	4.28
H. 31		-13.06	9.54	0.40	-1.68	0.40	4.28
H. 32		-14.65	11.60	0.33	-2.04	0.33	4.28
H. 33	目標年度	-16.23	13.91	0.27	-2.38	0.27	4.28
相関係数		0.9617	0.9821	0.9744	0.4159	0.3036	過去5年平均
順位		3	1	2	4	5	

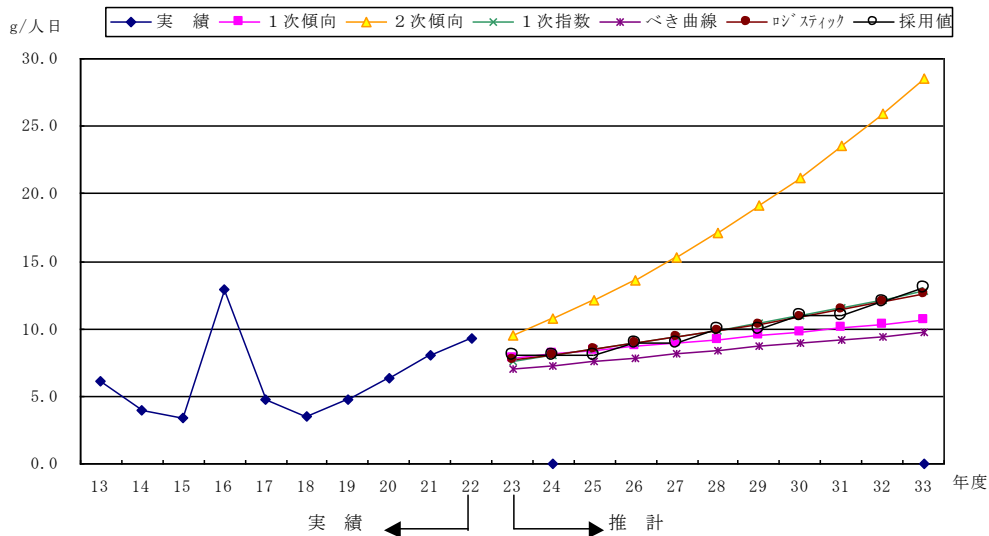


4) 湯河原町の事業系収集資源ごみ原単位の予測

収集資源ごみに関しては、資源の個別に予測を行わずに資源ごみ全体の予測を行った。個別に実績を見てみると、年度ごとの実績の変化が大きく、有効数値ではない年度もあるためである。

原単位の予測は、推定線間の相関係数が第1位の1次指数とロジスティックの平均値を採用値とした。

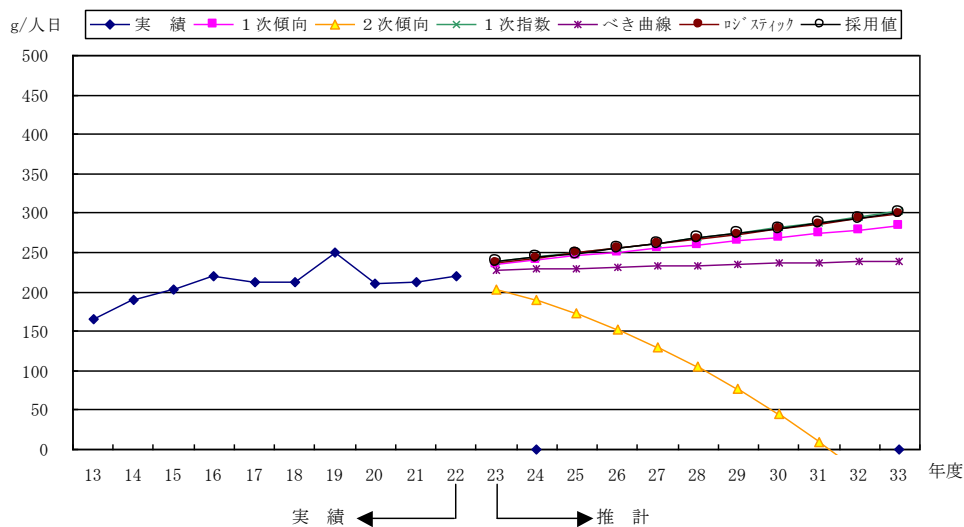
湯河原町 事業系資源 (人口)		単位: g/人日					
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	6.1						
H. 14	4.0						
H. 15	3.4						
H. 16	12.9						
H. 17	4.8						
H. 18	3.5						
H. 19	4.8						
H. 20	6.3						
H. 21	8.0						
H. 22	9.3						
H. 23		7.8	9.5	7.6	7.0	7.6	8
H. 24	初年度	8.1	10.7	8.0	7.3	8.0	8
H. 25		8.4	12.1	8.5	7.6	8.5	8
H. 26		8.7	13.6	8.9	7.8	8.9	9
H. 27		8.9	15.3	9.4	8.1	9.4	9
H. 28		9.2	17.1	9.9	8.4	9.8	10
H. 29		9.5	19.1	10.4	8.7	10.3	10
H. 30		9.8	21.2	10.9	8.9	10.9	11
H. 31		10.0	23.5	11.5	9.2	11.4	11
H. 32		10.3	25.9	12.1	9.4	12.0	12
H. 33	目標年度	10.6	28.5	12.7	9.7	12.6	13
相関係数		0.2786	0.3410	0.2915	0.1735	0.8512	指数・ロジ
順位		4	2	3	5	1	



5) 湯河原町の事業系直接搬入可燃ごみ原単位の予測

直接搬入可燃ごみ関しては、推定線間の相関係数が第1位の1次指数とロジスティックの平均を採用値とした。

湯河原町 事業系直搬可燃ごみ							単位：g/人日
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	166						
H. 14	189						
H. 15	203						
H. 16	219						
H. 17	212						
H. 18	213						
H. 19	250						
H. 20	211						
H. 21	213						
H. 22	220						
H. 23		236	202	238	227	238	238
H. 24	初年度	241	189	244	229	243	244
H. 25		245	173	250	230	249	249
H. 26		250	153	256	231	255	255
H. 27		255	130	262	233	261	262
H. 28		260	105	268	234	267	268
H. 29		265	76	275	235	273	274
H. 30		269	44	282	236	280	281
H. 31		274	10	289	237	286	287
H. 32		279	-28	296	238	293	294
H. 33	目標年度	284	-69	303	239	300	301
相関係数		0.6671	0.8562	0.6505	0.7595	0.6185	指数・ロジ
順位		3	1	4	2	5	



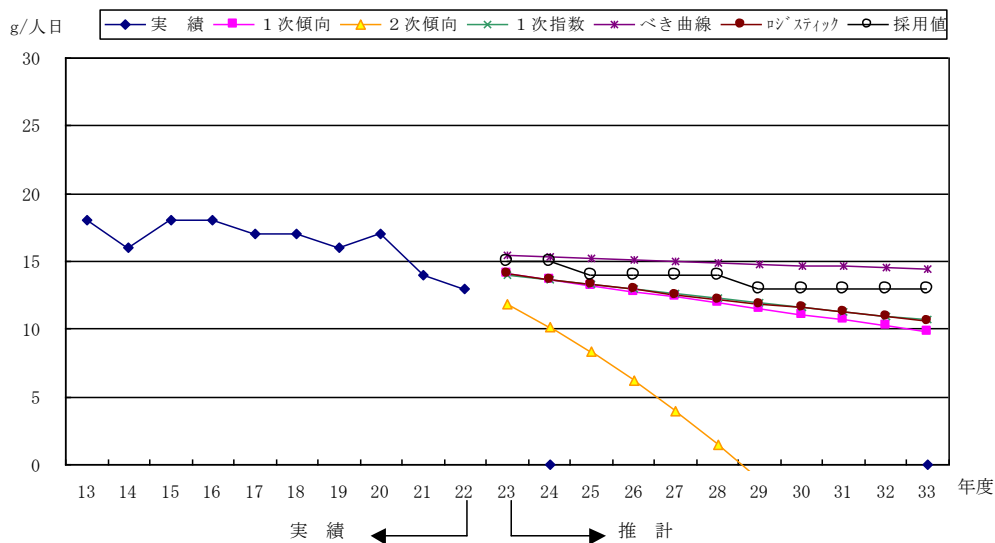
6) 湯河原町の事業系直接搬入粗大ごみ原単位の予測

直接搬入粗大ごみに関しては、推定線間の相関係数が第1位の1次指数とロジスティックの平均を採用値とした。

湯河原町 事業系直搬粗大ごみ

単位：g/人日

年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	18						
H. 14	16						
H. 15	18						
H. 16	18						
H. 17	17						
H. 18	17						
H. 19	16						
H. 20	17						
H. 21	14						
H. 22	13						
H. 23		14	12	14	15	14	15
H. 24	初年度	14	10	14	15	14	15
H. 25		13	8	13	15	13	14
H. 26		13	6	13	15	13	14
H. 27		12	4	13	15	13	14
H. 28		12	2	12	15	12	14
H. 29		12	-1	12	15	12	13
H. 30		11	-4	12	15	12	13
H. 31		11	-7	11	15	11	13
H. 32		10	-10	11	15	11	13
H. 33	目標年度	10	-14	11	14	11	13
相関係数		0.7500	0.8784	0.7339	0.2565	0.4314	指数・ロジ
順位		2	1	3	5	4	



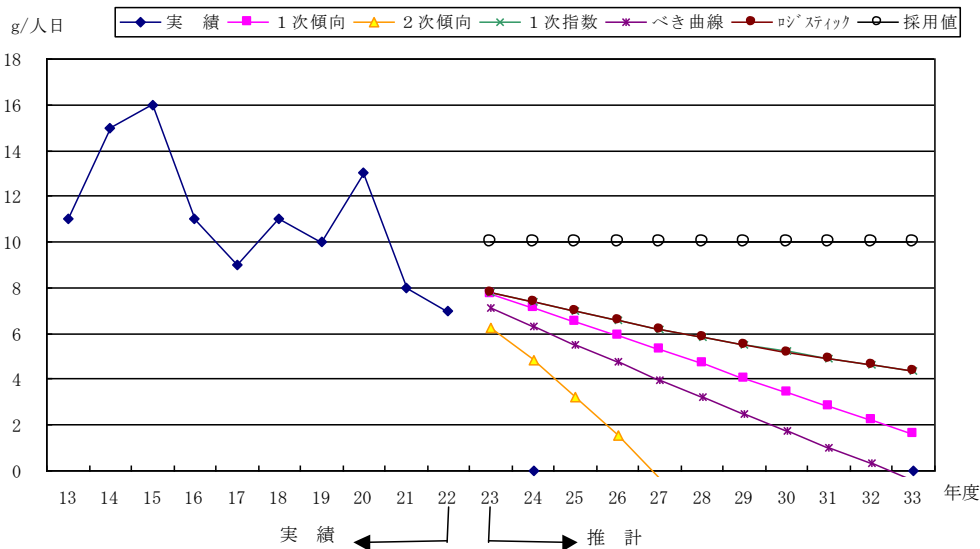
7) 湯河原町の事業系直接搬入資源ごみ原単位の予測

直接搬入資源ごみに関しては、実績の変動が大きいため過去5年間の平均値を採用値とした。

湯河原町 事業系直接搬入資源ごみ

単位：g/人日

年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	11						
H. 14	15						
H. 15	16						
H. 16	11						
H. 17	9						
H. 18	11						
H. 19	10						
H. 20	13						
H. 21	8						
H. 22	7						
H. 23		8	6	8	7	8	10
H. 24	初年度	7	5	7	6	7	10
H. 25		7	3	7	6	7	10
H. 26		6	2	7	5	7	10
H. 27		5	0	6	4	6	10
H. 28		5	-2	6	3	6	10
H. 29		4	-4	6	2	6	10
H. 30		3	-7	5	2	5	10
H. 31		3	-9	5	1	5	10
H. 32		2	-12	5	0	5	10
H. 33	目標年度	2	-14	4	0	4	10
相関係数		0.6424	0.6674	0.6272	0.4357	0.0096	過去5年平均
順位		2	1	3	4	5	

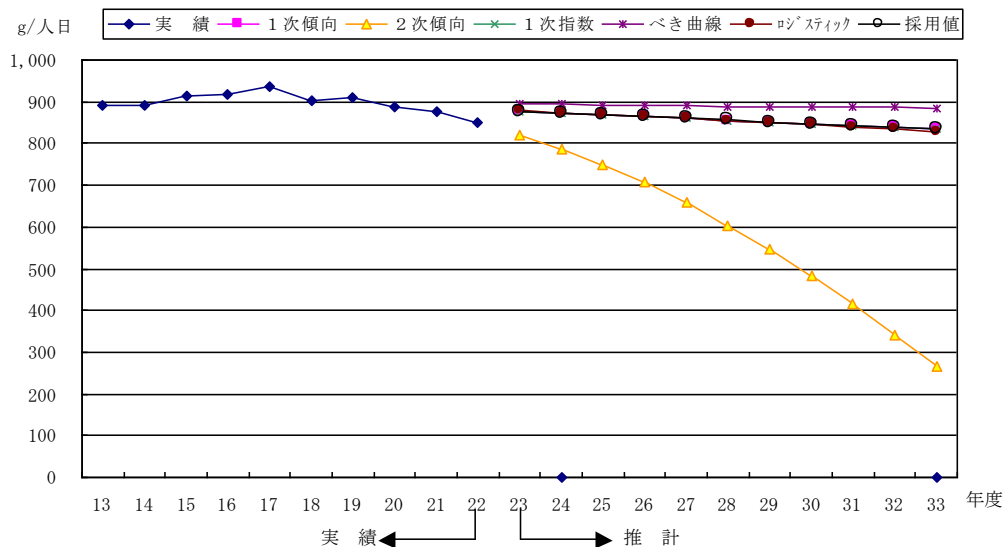


3 真鶴町の家庭系ごみ原単位の予測

1) 真鶴町の家庭系収集可燃ごみ原単位の予測

家庭系収集可燃ごみ原単位は、推定線間の相関係数が第1位の1次傾向と1次指数の平均値を採用値とした。

真鶴町		家庭系収集可燃ごみ					単位：g/人日	
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値	
H. 13	893							
H. 14	890							
H. 15	913							
H. 16	919							
H. 17	938							
H. 18	903							
H. 19	909							
H. 20	887							
H. 21	877							
H. 22	851							
H. 23		876	822	875	895	879	876	
H. 24	初年度	872	788	872	894	874	872	
H. 25		868	750	868	892	870	868	
H. 26		864	706	864	891	865	864	
H. 27		860	658	860	890	861	860	
H. 28		856	605	856	889	856	856	
H. 29		852	546	852	888	851	852	
H. 30		848	483	848	887	845	848	
H. 31		844	415	844	887	840	844	
H. 32		840	342	840	886	835	840	
H. 33	目標年度	836	264	836	885	829	836	
相関係数		0.5034	0.9277	0.4989	0.0835	0.4798	1次・指数	
順位		2	1	3	5	4		



2) 真鶴町の家庭系収集不燃ごみ原単位の予測

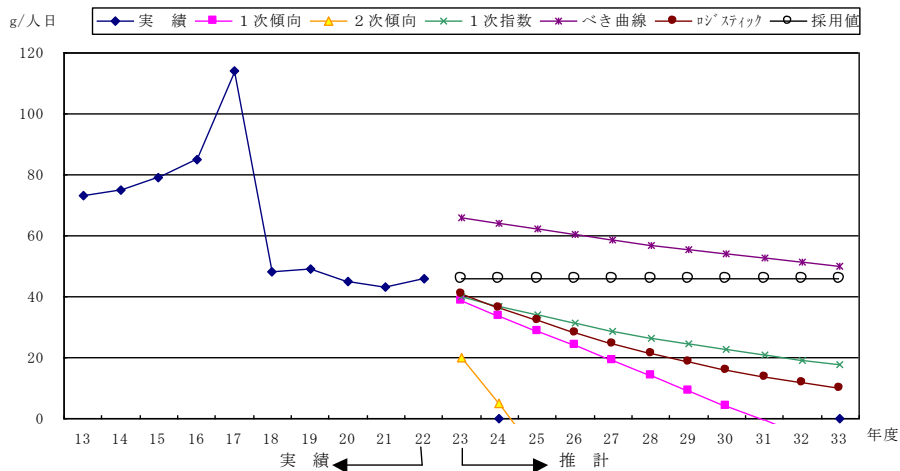
平成22年度まで収集不燃ごみは収集されていないため、予測ができない。

3) 真鶴町の家庭系収集粗大ごみ原単位の予測

平成17年度までは収集粗大ごみ原単位は増加傾向にあったが、急激に下がり、そのままとをほぼ維持している。よって、過去5年間の平均値を採用値とした。

真鶴町 家庭系収集粗大ごみ 単位：g/人日

年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	73						
H. 14	75						
H. 15	79						
H. 16	85						
H. 17	114						
H. 18	48						
H. 19	49						
H. 20	45						
H. 21	43						
H. 22	46						
H. 23		39	20	40	66	41	46
H. 24	初年度	34	5	37	64	37	46
H. 25		29	-12	34	62	32	46
H. 26		24	-30	31	60	28	46
H. 27		19	-51	29	59	25	46
H. 28		14	-72	27	57	21	46
H. 29		9	-96	25	55	19	46
H. 30		4	-121	23	54	16	46
H. 31		-1	-148	21	53	14	46
H. 32		-6	-177	19	51	12	46
H. 33	目標年度	-10	-207	18	50	10	46
相関係数		0.6348	0.6927	0.6010	0.1026	0.1904	過去5年平均
順位		2	1	3	5	4	

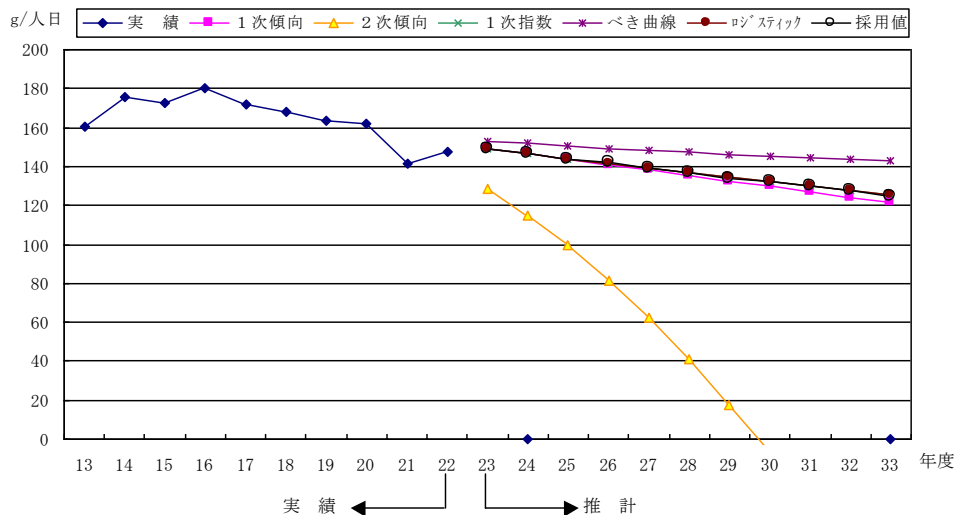


4) 真鶴町の家庭系収集資源ごみ原単位の予測

収集資源ごみに関しては、資源の個別に予測を行わずに資源ごみ全体の予測を行った。個別に実績を見てみると、概ね年度ごとに減少傾向にあり、全体でも減少傾向にある。

原単位の予測は、推定線間の相関係数が第1位の1次指数とロジステックの平均値を採用値とした。

真鶴町		家庭系資源全体					単位：g/人日
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジステック	採用値
H. 13	160						
H. 14	176						
H. 15	173						
H. 16	180						
H. 17	172						
H. 18	168						
H. 19	164						
H. 20	162						
H. 21	142						
H. 22	148						
H. 23		149	129	149	153	149	149
H. 24	初年度	146	115	147	152	147	147
H. 25		144	99	144	151	144	144
H. 26		141	82	142	149	142	142
H. 27		138	62	139	148	139	139
H. 28		135	41	137	147	137	137
H. 29		133	18	134	146	134	134
H. 30		130	-7	132	145	132	132
H. 31		127	-34	130	144	130	130
H. 32		124	-63	128	144	127	128
H. 33	目標年度	122	-93	125	143	125	125
相関係数		0.6876	0.9006	0.6746	0.2504	0.3900	指数・ロジ
順位		2	1	3	5	4	

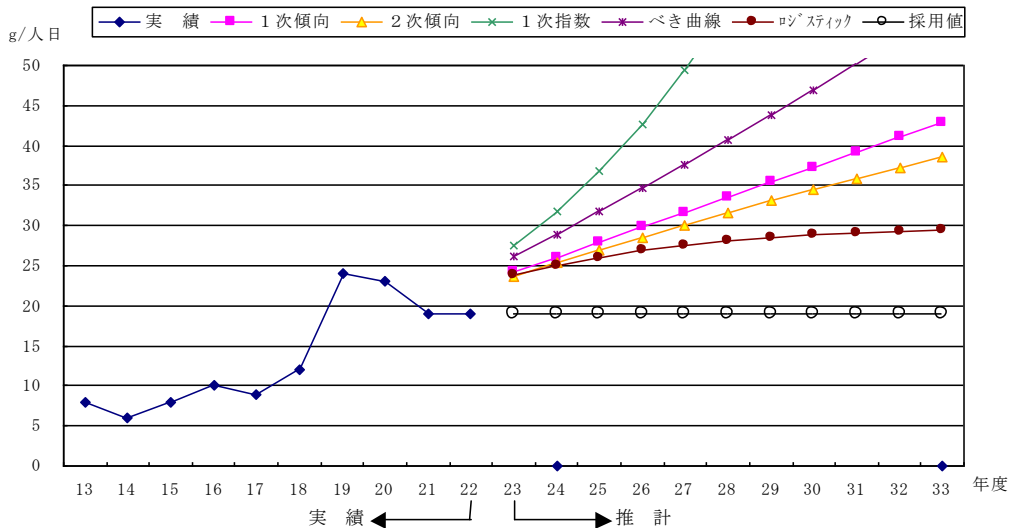


5) 真鶴町の家庭系直接搬入可燃ごみ原単位の予測

直接搬入可燃ごみは、平成19年度及び20年度に急激な増加の実績があり、過去5年間の上下変動が大きいため、過去5年間の平均値を採用値として予測した。

真鶴町 家庭系直接搬入可燃ごみ 単位：g/人日

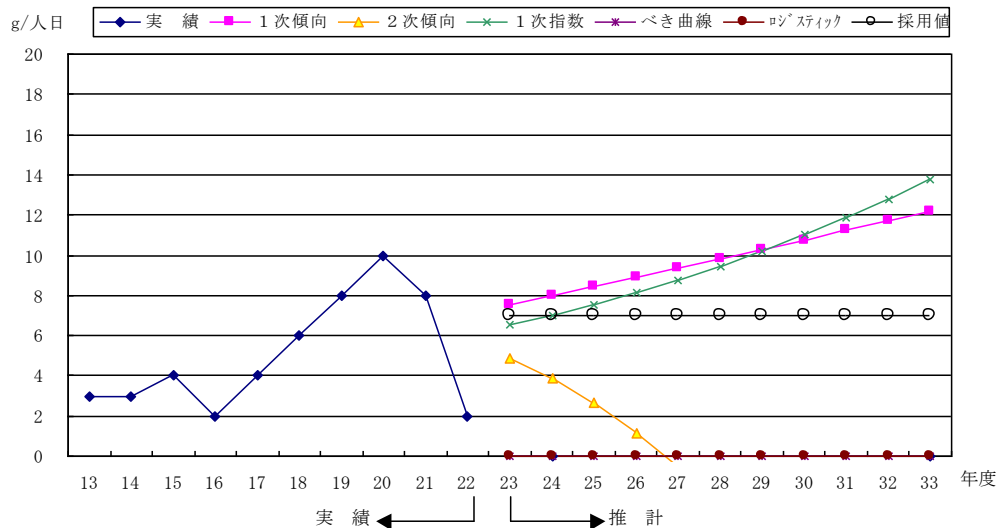
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	8						
H. 14	6						
H. 15	8						
H. 16	10						
H. 17	9						
H. 18	12						
H. 19	24						
H. 20	23						
H. 21	19						
H. 22	19						
H. 23		24	24	28	26	24	19
H. 24	初年度	26	25	32	29	25	19
H. 25		28	27	37	32	26	19
H. 26		30	29	43	35	27	19
H. 27		32	30	49	38	28	19
H. 28		34	32	57	41	28	19
H. 29		35	33	66	44	29	19
H. 30		37	34	76	47	29	19
H. 31		39	36	88	50	29	19
H. 32		41	37	102	53	29	19
H. 33	目標年度	43	39	118	57	30	19
相関係数	0.8411	0.8414	0.8155	0.8072	0.9868	過去5年平均	
順位	3	2	4	5	1		



6) 真鶴町の家庭系直接搬入粗大ごみ原単位の予測

直接搬入粗大ごみの原単位の予測は、平成20年度までは増加傾向にあったが、平成22年度には急激に下がった。このため、変動が大きいため過去5年間の平均値を採用値として予測した。

真鶴町		家庭系直搬粗大ごみ				単位：g/人日	
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	3						
H. 14	3						
H. 15	4						
H. 16	2						
H. 17	4						
H. 18	6						
H. 19	8						
H. 20	10						
H. 21	8						
H. 22	2						
H. 23		8	5	7	#NUM!	#NUM!	7
H. 24	初年度	8	4	7	#NUM!	#NUM!	7
H. 25		8	3	8	#NUM!	#NUM!	7
H. 26		9	1	8	#NUM!	#NUM!	7
H. 27		9	-1	9	#NUM!	#NUM!	7
H. 28		10	-3	9	#NUM!	#NUM!	7
H. 29		10	-5	10	#NUM!	#NUM!	7
H. 30		11	-7	11	#NUM!	#NUM!	7
H. 31		11	-10	12	#NUM!	#NUM!	7
H. 32		12	-13	13	#NUM!	#NUM!	7
H. 33	目標年度	12	-16	14	#NUM!	#NUM!	7
相関係数		0.4930	0.5923	0.4561	#NUM!	#NUM!	過去5年平均
順位		#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	

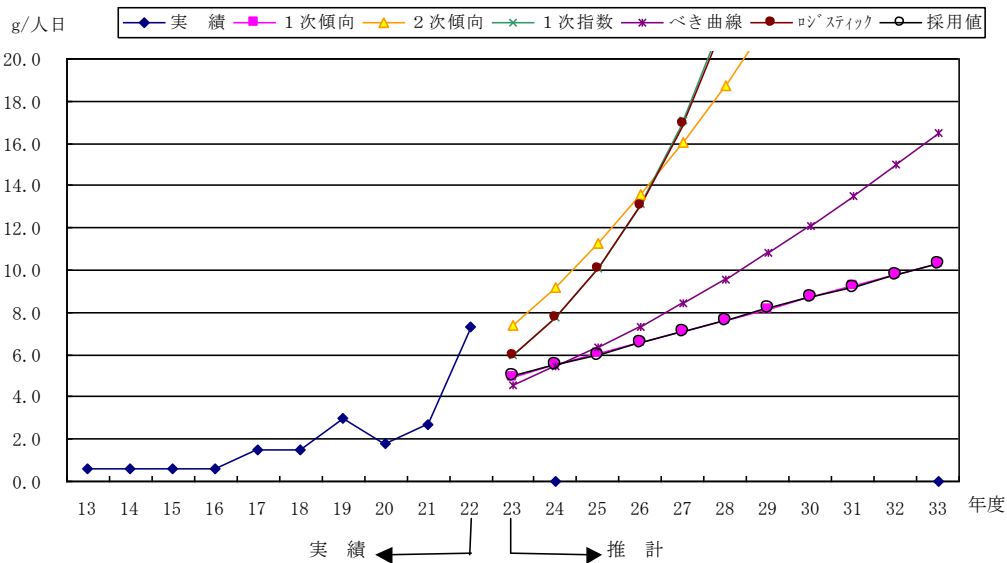


7) 真鶴町の家庭系直接搬入資源ごみ原単位の予測

直接搬入資源ごみの原単位の予測は、増加傾向の最も緩やかな1次傾向を
を採用値とした。

真鶴町 家庭系直接搬入資源ごみ 単位：g/人日

年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	0.6						
H. 14	0.6						
H. 15	0.6						
H. 16	0.6						
H. 17	1.5						
H. 18	1.5						
H. 19	3.0						
H. 20	1.8						
H. 21	2.7						
H. 22	7.3						
H. 23		5.0	7.4	6.0	4.6	6.0	5.0
H. 24	初年度	5.5	9.2	7.8	5.4	7.8	5.5
H. 25		6.0	11.3	10.1	6.3	10.1	6.0
H. 26		6.6	13.5	13.1	7.3	13.1	6.6
H. 27		7.1	16.0	17.1	8.4	16.9	7.1
H. 28		7.6	18.8	22.2	9.6	21.9	7.6
H. 29		8.2	21.7	28.9	10.8	28.3	8.2
H. 30		8.7	24.8	37.6	12.1	36.5	8.7
H. 31		9.2	28.2	48.9	13.5	47.0	9.2
H. 32		9.8	31.8	63.6	15.0	60.3	9.8
H. 33	目標年度	10.3	35.6	82.7	16.5	77.1	10.3
相関係数		0.7881	0.8869	0.8900	0.8527	0.9903	1次
順位		5	3	2	4	1	



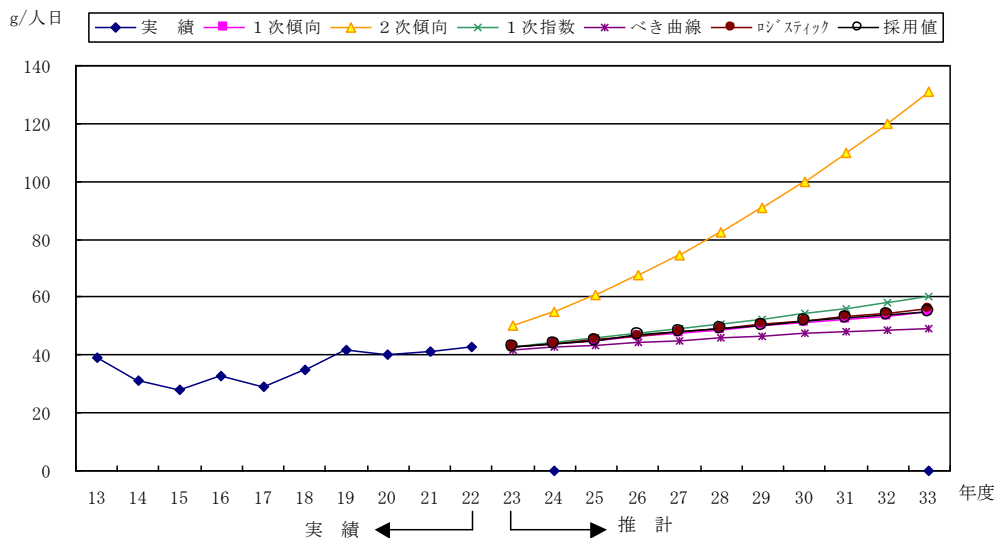
4 真鶴町の事業系ごみ原単位の予測

1) 真鶴町の事業系収集可燃ごみ原単位の予測

事業系収集可燃ごみ原単位は、推定線間の相関係数が第1位の1次傾向とロジステックの平均を採用値とした。

真鶴町 事業系収集可燃ごみ 単位：g/人日

年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	39						
H. 14	31						
H. 15	28						
H. 16	33						
H. 17	29						
H. 18	35						
H. 19	42						
H. 20	40						
H. 21	41						
H. 22	43						
H. 23		43	50	43	42	43	43
H. 24	初年度	44	55	44	43	44	44
H. 25		45	61	46	43	45	45
H. 26		46	67	47	44	47	47
H. 27		48	75	49	45	48	48
H. 28		49	82	51	46	49	49
H. 29		50	91	52	47	51	50
H. 30		51	100	54	47	52	52
H. 31		52	110	56	48	53	53
H. 32		54	120	58	49	55	54
H. 33	目標年度	55	131	60	49	56	55
相関係数		0.6513	0.7918	0.6692	0.1134	0.7673	1次・ロジ
順位		4	1	3	5	2	



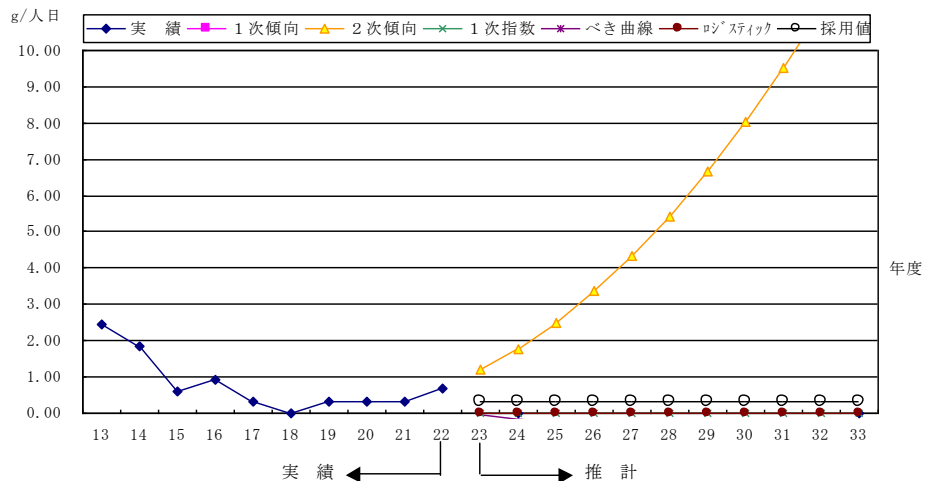
2) 真鶴町の事業系収集不燃ごみ原単位の予測

平成22年度まで収集不燃ごみは収集されていないため、予測ができない。

3) 真鶴町の事業系収集粗大ごみ原単位の予測

各年度の実績数値が小さく、有効な数値でない年度もあるため過去5年間の平均値を採用値とした。

真鶴町		事業系収集可燃ごみ				単位：g/人日	
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	2.43						
H. 14	1.84						
H. 15	0.62						
H. 16	0.93						
H. 17	0.31						
H. 18	0.00						
H. 19	0.32						
H. 20	0.33						
H. 21	0.33						
H. 22	0.67						
H. 23		-0.22	1.19	#NUM!	-0.06	#NUM!	0.33
H. 24	初年度	-0.40	1.79	#NUM!	-0.15	#NUM!	0.33
H. 25		-0.59	2.51	#NUM!	-0.23	#NUM!	0.33
H. 26		-0.77	3.35	#NUM!	-0.31	#NUM!	0.33
H. 27		-0.95	4.33	#NUM!	-0.39	#NUM!	0.33
H. 28		-1.13	5.44	#NUM!	-0.46	#NUM!	0.33
H. 29		-1.31	6.67	#NUM!	-0.53	#NUM!	0.33
H. 30		-1.49	8.04	#NUM!	-0.60	#NUM!	0.33
H. 31		-1.68	9.53	#NUM!	-0.66	#NUM!	0.33
H. 32		-1.86	11.15	#NUM!	-0.72	#NUM!	0.33
H. 33	目標年度	-2.04	12.90	#NUM!	-0.78	#NUM!	0.33
相関係数		0.7138	0.9585	#NUM!	0.1288	#NUM!	過去5年平均
順位		#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	

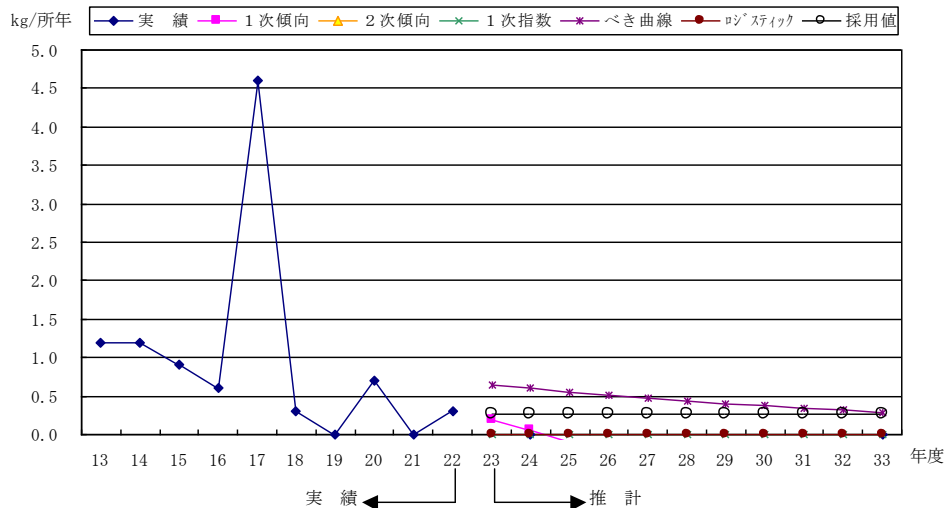


4) 真鶴町の事業系収集資源ごみ原単位の予測

収集資源ごみに関しては、資源の個別に予測を行わずに資源ごみ全体の予測を行った。個別に実績を見てみると、年度ごとの実績の変化が大きく、有効数値ではない年度もあるため、過去5年間の平均値を採用値とした。

真鶴町 事業系資源（人口） 単位：g/人日

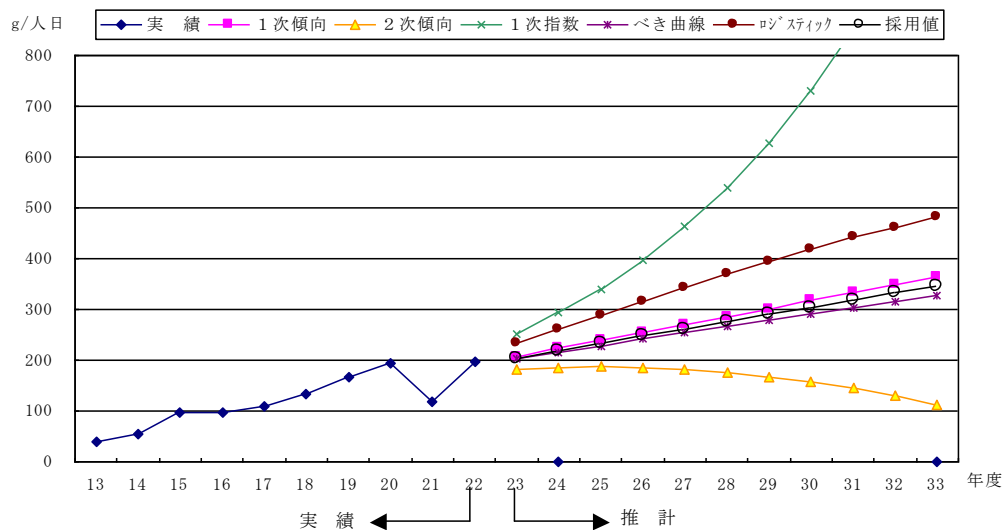
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値
H. 13	1.2						
H. 14	1.2						
H. 15	0.9						
H. 16	0.6						
H. 17	4.6						
H. 18	0.3						
H. 19	0.0						
H. 20	0.7						
H. 21	0.0						
H. 22	0.3						
H. 23		0.2	-0.8	#NUM!	0.6	#NUM!	0.26
H. 24	初年度	0.1	-1.4	#NUM!	0.6	#NUM!	0.26
H. 25		-0.1	-2.2	#NUM!	0.6	#NUM!	0.26
H. 26		-0.2	-3.0	#NUM!	0.5	#NUM!	0.26
H. 27		-0.4	-4.0	#NUM!	0.5	#NUM!	0.26
H. 28		-0.5	-5.0	#NUM!	0.4	#NUM!	0.26
H. 29		-0.7	-6.1	#NUM!	0.4	#NUM!	0.26
H. 30		-0.8	-7.3	#NUM!	0.4	#NUM!	0.26
H. 31		-1.0	-8.6	#NUM!	0.3	#NUM!	0.26
H. 32		-1.1	-10.0	#NUM!	0.3	#NUM!	0.26
H. 33	目標年度	-1.2	-11.4	#NUM!	0.3	#NUM!	0.26
相関係数		0.3220	0.4078	#NUM!	0.1362	#NUM!	過去5年平均
順位		#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	



5) 真鶴町の事業系直接搬入可燃ごみ原単位の予測

直接搬入可燃ごみ関しては、推定線間の相関係数が第1位の1次傾向とべき曲線の平均を採用値とした。

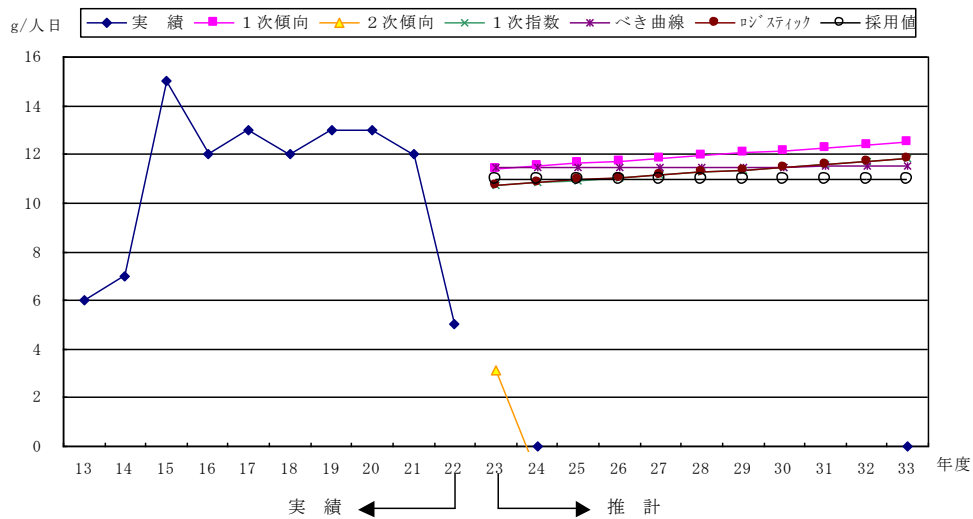
真鶴町		事業系直搬可燃ごみ					単位：g/人日	
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値	
H. 13	39							
H. 14	56							
H. 15	97							
H. 16	96							
H. 17	110							
H. 18	134							
H. 19	167							
H. 20	194							
H. 21	118							
H. 22	198							
H. 23		207	183	251	202	232	204	
H. 24	初年度	223	186	292	215	259	219	
H. 25		238	186	341	228	287	233	
H. 26		254	185	397	241	314	248	
H. 27		270	181	462	254	342	262	
H. 28		286	175	538	266	369	276	
H. 29		301	167	627	279	395	290	
H. 30		317	157	730	291	419	304	
H. 31		333	144	851	303	441	318	
H. 32		348	129	991	315	462	332	
H. 33	目標年度	364	113	1,154	327	481	345	
相関係数		0.8862	0.8996	0.8417	0.8864	0.9385	1次・べき	
順位		4	2	5	3	1		



6) 真鶴町の事業系直接搬入粗大ごみ原単位の予測

直接搬入粗大ごみに関しては、平成21年度までは比較的安定していたが、平成22年度に急激に減少した。そのため過去5年間の平均値を採用値とした。

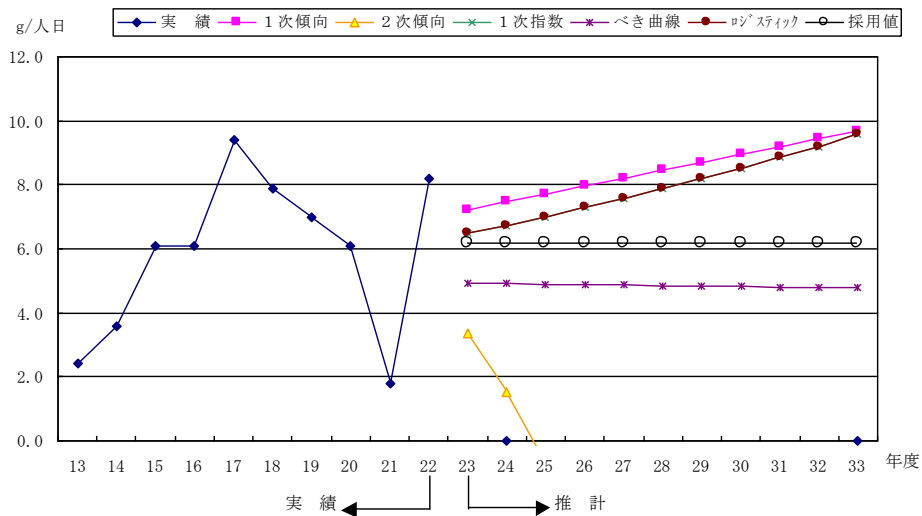
真鶴町		事業系直搬粗大ごみ					単位：g/人日	
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値	
H. 13	6							
H. 14	7							
H. 15	15							
H. 16	12							
H. 17	13							
H. 18	12							
H. 19	13							
H. 20	13							
H. 21	12							
H. 22	5							
H. 23		11	3	11	11	11	11	
H. 24	初年度	12	-1	11	11	11	11	
H. 25		12	-6	11	11	11	11	
H. 26		12	-12	11	11	11	11	
H. 27		12	-19	11	11	11	11	
H. 28		12	-26	11	11	11	11	
H. 29		12	-34	11	11	11	11	
H. 30		12	-43	11	11	11	11	
H. 31		12	-53	12	11	12	11	
H. 32		12	-63	12	12	12	11	
H. 33	目標年度	12	-75	12	12	12	11	
相関係数		0.0955	0.8362	0.0855	0.4880	0.5282	過去5年間平均	
順位		4	1	5	3	2		



7) 真鶴町の事業系直接搬入資源ごみ原単位の予測

直接搬入粗大ごみに関しては、過去の実績の変動が大きいため過去5年間の平均値を採用値とした。

真鶴町		事業系直搬資源ごみ					単位：g/人日	
年度	実績	1次傾向	2次傾向	1次指数	べき曲線	ロジスティック	採用値	
H. 13	2.4							
H. 14	3.6							
H. 15	6.1							
H. 16	6.1							
H. 17	9.4							
H. 18	7.9							
H. 19	7.0							
H. 20	6.1							
H. 21	1.8							
H. 22	8.2							
H. 23		7.2	3.4	6.5	4.9	6.5	6.2	
H. 24	初年度	7.5	1.5	6.7	4.9	6.7	6.2	
H. 25		7.7	-0.7	7.0	4.9	7.0	6.2	
H. 26		8.0	-3.3	7.3	4.9	7.3	6.2	
H. 27		8.2	-6.2	7.6	4.9	7.6	6.2	
H. 28		8.5	-9.4	7.9	4.8	7.9	6.2	
H. 29		8.7	-13.0	8.2	4.8	8.2	6.2	
H. 30		9.0	-17.0	8.5	4.8	8.5	6.2	
H. 31		9.2	-21.3	8.8	4.8	8.8	6.2	
H. 32		9.4	-26.0	9.2	4.8	9.2	6.2	
H. 33	目標年度	9.7	-31.0	9.6	4.8	9.6	6.2	
相関係数		0.2970	0.6100	0.2709	0.4590	0.4084	過去5年平均	
順位		4	1	5	2	3		



湯河原町のごみ排出量等の予測（このまま推移した場合）-2

湯河原町			このまま推移した場合										初年度										目標年度			備考
区分		単位	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33			
ごみ発生量	可燃ごみ量	t	12,628	12,807	13,169	13,262	12,985	12,837	12,978	12,449	12,186	11,953	12,322	12,267	12,209	12,160	12,122	12,073	12,027	11,998	11,962	11,924	11,898			
	不燃ごみ量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299			
	粗大ごみ量	t	817	810	860	818	777	782	733	663	628	280	332	342	332	332	332	342	332	332	332	332	332			
	資源ごみ量	t	2,182	2,294	2,210	2,184	2,093	2,110	1,908	1,850	1,705	1,680	1,698	1,652	1,597	1,563	1,528	1,492	1,447	1,423	1,388	1,364	1,340			
	ごみ発生量	t	15,627	15,911	16,239	16,264	15,855	15,729	15,619	14,962	14,519	14,212	14,651	14,560	14,437	14,354	14,281	14,206	14,105	14,052	13,981	13,919	13,869			
	集団回収量	t	111	47	58	54	43	41	33	26	39	38	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39			
	総ごみ量	t	15,738	15,958	16,297	16,318	15,898	15,770	15,652	14,988	14,558	14,250	14,690	14,599	14,476	14,393	14,320	14,245	14,144	14,091	14,020	13,958	13,908			
資源化量	ごみ発生量からの資源量	t	1,950	2,237	2,191	2,183	2,094	2,057	1,877	1,827	1,707	1,703	1,773	1,762	1,747	1,737	1,728	1,719	1,707	1,700	1,692	1,684	1,678			
	ごみ発生量からの回収率	%	12.5%	14.1%	13.5%	13.4%	13.2%	13.1%	12.0%	12.2%	11.8%	12.0%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	組合のH20～H22の平均を採用		
	集団回収量	t	111	47	58	54	43	41	33	26	39	38	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39			
	資源化率	%	13.1%	14.3%	13.8%	13.7%	13.4%	13.3%	12.2%	12.4%	12.0%	12.2%	12.33%	12.34%	12.34%	12.34%	12.34%	12.34%	12.34%	12.35%	12.34%	12.35%	12.35%	総資源化率		
処理・処分	焼却処理	焼却量	t	13,501	13,419	13,748	13,801	13,470	13,326	13,397	12,770	12,453	11,078	12,225	12,186	12,120	12,074	12,039	12,006	11,951	11,924	11,890	11,855			
		直接焼却量	t								13,159	12,582	12,285	10,940	12,059	12,017	11,954	11,908	11,873	11,837	11,785	11,758	11,724	11,689		
		直接焼却量率	%								96.0%	96.0%	95.9%	87.3%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	組合のH20～H22の平均を採用	
		粗大処理可燃分	t								238	188	168	138	166	169	166	166	166	169	166	166	166	166		
		焼却残渣	t	2,033	1,907	1,838	1,879	2,065	1,994	1,882	1,689	1,573	1,331	1,540	1,535	1,527	1,521	1,517	1,513	1,506	1,502	1,498	1,494	1,491		
	焼却残渣発生率	%	15.1%	14.2%	13.4%	13.6%	15.3%	15.0%	14.0%	13.2%	12.6%	12.0%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	組合のH20～H22の平均を採用	
	粗大処理	粗大処理可燃分	t								238	188	168	138	166	169	166	166	166	169	166	166	166	166		
		粗大処理可燃分回収率	%								32.5%	28.4%	26.8%	23.8%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	組合のH20～H22の平均を採用	
		粗大処理残渣	t	176	255	299	279	290	345	260	252	261	229	249	245	238	235	231	228	222	220	216	213	211		
		粗大処理残渣発生率	%	5.9%	8.2%	9.7%	9.3%	10.1%	11.9%	9.8%	10.0%	11.2%	10.1%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	組合のH20～H22の平均を採用	
焼却残渣		t	2,033	1,907	1,838	1,879	2,065	1,994	1,882	1,689	1,573	1,331	1,540	1,535	1,527	1,521	1,517	1,513	1,506	1,502	1,498	1,494	1,491			
最終処分	粗大処理残渣	t	176	255	299	279	290	345	260	252	261	229	249	245	238	235	231	228	222	220	216	213	211			
	直接埋立	t								85	113	98	104	103	102	101	100	100	99	99	98	97	97			
	直接埋立率	%								0.5%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	組合のH20～H22の平均を採用		
	総埋立量	t	2,209	2,162	2,137	2,158	2,355	2,339	2,227	2,054	1,932	1,664	1,892	1,882	1,866	1,856	1,848	1,840	1,827	1,820	1,812	1,804	1,799			

真鶴町のごみ排出量等の予測（このまま推移した場合）-2

真鶴町			このまま推移した場合										初年度										目標年度	備考	
真鶴町			H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33		
ごみ発生量	区 分	単位																							
	可燃ごみ量	t	3,222	3,215	3,376	3,395	3,458	3,429	3,542	3,477	3,173	3,335	3,446	3,466	3,485	3,510	3,527	3,548	3,569	3,593	3,614	3,635	3,654		
	不燃ごみ量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	粗大ごみ量	t	277	283	317	320	418	210	215	207	192	159	194	193	193	192	192	191	190	189	189	187	187		
	資源ごみ量	t	542	593	583	604	615	564	541	521	442	495	485	479	469	462	452	446	438	433	427	422	413		
	ごみ発生量	t	4,041	4,091	4,276	4,319	4,491	4,203	4,298	4,205	3,807	3,990	4,125	4,138	4,147	4,164	4,171	4,185	4,197	4,215	4,230	4,244	4,254		
	集団回収量	t	72	59	54	74	77	67	62	62	65	68	63	63	63	63	62	62	62	62	62	61	61		
総ごみ量	t	4,113	4,150	4,330	4,393	4,568	4,270	4,360	4,267	3,872	4,058	4,188	4,201	4,210	4,227	4,233	4,247	4,259	4,277	4,292	4,305	4,315			
資源化量	ごみ発生量からの資源量	t	520	687	657	670	714	578	569	548	496	499	501	502	504	505	506	508	510	512	514	515			
	ごみ発生量からの回収率	%	12.9%	16.8%	15.4%	15.5%	15.9%	13.8%	13.2%	13.0%	12.3%	12.4%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%		
	集団回収量	t	72	59	54	74	77	67	62	62	65	68	63	63	63	63	62	62	62	62	62	61	61		
	資源化量	t	592	746	711	744	791	645	631	610	532	564	562	564	565	567	567	568	570	572	574	575	576		
	資源化率 原単位(人口)	g/人日	180	228	220	232	249	204	203	201	177	188	186	188	189	190	191	192	193	195	196	197	198		
資源化率	%	14.4%	18.0%	16.4%	16.9%	17.3%	15.1%	14.5%	14.3%	13.7%	13.9%	13.4%	13.43%	13.42%	13.41%	13.39%	13.37%	13.38%	13.37%	13.37%	13.36%	13.35%			
処理・処分	焼却処理	焼却量	t	3,476	3,320	3,515	3,550	3,654	3,539	3,634	3,554	3,238	3,210	3,440	3,458	3,475	3,497	3,512	3,531	3,550	3,571	3,591	3,607	3,625	
		直接焼却量	t								3,560	3,494	3,185	3,164	3,389	3,407	3,424	3,447	3,462	3,481	3,500	3,521	3,541	3,558	3,576
		直接焼却量率	%								94.8%	94.8%	94.7%	90.5%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%
		粗大処理可燃分	t								74	60	53	46	51	51	51	50	50	50	50	50	49	49	
		焼却残渣	t	523	471	470	483	560	529	511	470	409	386	433	436	438	441	443	445	447	450	452	454	457	
	焼却残渣発生率	%	15.0%	14.2%	13.4%	13.6%	15.3%	14.9%	14.1%	13.2%	12.6%	12.0%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	
	粗大処理	粗大処理可燃分	t							74	60	53	46	51	51	51	50	50	50	50	50	49	49		
		粗大処理可燃分回収率	%							34.4%	29.0%	27.6%	28.8%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	
		粗大処理残渣	t	45	84	104	98	123	86	76	79	80	78	73	72	71	70	69	68	67	67	66	65	64	
	最終処分	粗大処理残渣発生率	%	5.5%	9.6%	11.6%	10.6%	11.9%	11.1%	10.1%	10.9%	12.6%	11.9%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	
焼却残渣		t	523	471	470	483	560	529	511	470	409	386	433	436	438	441	443	445	447	450	452	454	457		
粗大処理残渣		t	45	84	104	98	123	86	76	79	80	78	73	72	71	70	69	68	67	67	66	65	64		
直接埋立		t								19	24	22	22	29	29	29	29	29	29	29	30	30	30		
直接埋立率	%								0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%			
総埋立量	t	568	555	574	581	683	615	606	573	511	486	535	537	538	540	541	542	543	547	548	549	551			

組合のごみ排出量等の予測（このまま推移した場合）－ 2

組合			このまま推移した場合												初年度										目標年度			備考
区分			単位	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33				
ごみ発生量	可燃ごみ量	t		15,850	16,022	16,545	16,657	16,443	16,266	16,520	15,926	15,359	15,288	15,768	15,733	15,694	15,670	15,649	15,621	15,596	15,591	15,576	15,559	15,552				
	不燃ごみ量	t		0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299				
	粗大ごみ量	t		1,094	1,093	1,177	1,138	1,195	992	948	870	820	439	526	535	525	524	524	533	522	521	521	519	519				
	資源ごみ量	t		2,724	2,887	2,793	2,788	2,708	2,674	2,449	2,371	2,147	2,175	2,183	2,131	2,066	2,025	1,980	1,938	1,885	1,856	1,815	1,786	1,753				
	ごみ発生量	t		19,668	20,002	20,515	20,583	20,346	19,932	19,917	19,167	18,326	18,202	18,776	18,698	18,584	18,518	18,452	18,391	18,302	18,267	18,211	18,163	18,123				
	集団回収量	t		183	106	112	128	120	108	95	88	104	106	102	102	102	102	101	101	101	101	101	100	100				
総ごみ量	t		19,851	20,108	20,627	20,711	20,466	20,040	20,012	19,255	18,430	18,308	18,878	18,800	18,686	18,620	18,553	18,492	18,403	18,368	18,312	18,263	18,223					
資源化量	ごみ発生量からの資源量	t		2,470	2,924	2,848	2,853	2,808	2,635	2,446	2,375	2,174	2,199	2,272	2,262	2,249	2,241	2,233	2,225	2,215	2,210	2,204	2,198	2,193				
	ごみ発生量からの回収率	%		12.6%	14.6%	13.9%	13.9%	13.8%	13.2%	12.3%	12.4%	11.9%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	H20～H22の平均を採用			
	集団回収量	t		183	106	112	128	120	108	95	88	104	106	102	102	102	102	101	101	101	101	101	100	100				
	資源化量	t		2,653	3,030	2,960	2,981	2,928	2,743	2,541	2,463	2,278	2,305	2,374	2,364	2,351	2,343	2,334	2,326	2,316	2,311	2,305	2,298	2,293				
	資源化率 原単位(人口)	g/人日		199	229	225	227	222	209	195	191	178	181	184	184	183	183	182	182	181	181	180	180	180	総資源化率			
処理・処分	焼却処理	焼却量	t		16,977	16,739	17,263	17,351	17,124	16,865	17,031	16,324	15,691	14,288	15,665	15,643	15,595	15,571	15,551	15,537	15,500	15,495	15,481	15,462	15,455			
		直接焼却量	t								16,719	16,076	15,470	14,104	15,448	15,424	15,378	15,355	15,335	15,318	15,284	15,279	15,265	15,247	15,240			
		直接焼却率	%								95.7%	95.7%	95.6%	88.0%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	H20～H22の平均を採用		
		粗大処理可燃分	t								312	248	221	184	217	219	217	216	216	219	216	216	215	215				
	粗大処理	焼却残渣	t		2,556	2,378	2,308	2,362	2,625	2,523	2,393	2,159	1,982	1,717	1,974	1,971	1,965	1,962	1,959	1,958	1,953	1,952	1,951	1,948	1,947			
		焼却残渣発生率	%		15.1%	14.2%	13.4%	13.6%	15.3%	15.0%	14.1%	13.2%	12.6%	12.0%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	H20～H22の平均を採用		
		粗大処理可燃分	t								312	248	221	184	217	219	217	216	216	219	216	216	215	215				
		粗大処理可燃分回収率	%								32.9%	28.5%	27.0%	24.9%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%	H20～H22の平均を採用		
		粗大処理残渣	t		221	339	403	377	413	431	336	331	341	307	322	317	309	305	300	296	290	286	282	279	275			
		粗大処理残渣発生率	%		5.8%	8.5%	10.2%	9.6%	10.6%	11.8%	9.9%	10.2%	11.5%	10.5%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	H20～H22の平均を採用	
		焼却残渣	t		2,556	2,378	2,308	2,362	2,625	2,523	2,393	2,159	1,982	1,717	1,974	1,971	1,965	1,962	1,959	1,958	1,953	1,952	1,951	1,948	1,947			
		粗大処理残渣	t		221	339	403	377	413	431	336	331	341	307	322	317	309	305	300	296	290	286	282	279	275			
		直接埋立	t									104	137	120	126	131	131	130	130	129	129	128	128	127	127			
		直接埋立率	%									0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	H20～H22の平均を採用		
総埋立量	t		2,777	2,717	2,711	2,739	3,038	2,954	2,833	2,627	2,443	2,150	2,427	2,419	2,404	2,397	2,388	2,383	2,371	2,366	2,360	2,354	2,349					

組合のごみ排出量等の予測（新たなごみ減量化等の施策を実施した場合）－ 2

組合		新たなごみ減量化等の施策を実施後																			備考						
		区分	単位	初年度																			目標年度				
				H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33			
ごみ発生量		可燃ごみ量	t	15,850	16,022	16,545	16,657	16,443	16,266	16,520	15,926	15,359	15,288	15,764	15,533	15,284	15,048	14,808	14,580	14,326	14,095	13,851	13,625	13,375			
		不燃ごみ量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	296	293	290	285	282	280	277	274	268	266	263		
		粗大ごみ量	t	1,094	1,093	1,177	1,138	1,195	992	948	870	820	439	527	521	498	491	484	491	481	481	475	467	459	451		
		資源ごみ量	t	2,724	2,887	2,793	2,788	2,708	2,674	2,449	2,371	2,147	2,175	2,176	2,130	2,089	2,057	2,027	1,982	1,951	1,921	1,890	1,857	1,839	1,839		
		ごみ発生量	t	19,668	20,002	20,515	20,583	20,346	19,932	19,917	19,167	18,326	18,202	18,763	18,477	18,161	17,881	17,601	17,333	17,035	16,765	16,476	16,207	15,928	15,928		
		集団回収量	t	183	106	112	128	120	108	95	88	104	106	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	
		総ごみ量	t	19,851	20,108	20,627	20,711	20,466	20,040	20,012	19,255	18,430	18,308	18,866	18,580	18,264	17,984	17,704	17,436	17,138	16,868	16,579	16,310	16,031	16,031		
資源化量		ごみ発生量からの資源量	t	2,470	2,924	2,848	2,853	2,808	2,635	2,446	2,375	2,174	2,199	2,270	2,236	2,197	2,164	2,130	2,097	2,061	2,029	1,994	1,961	1,927			
		ごみ発生量からの回収率	%	12.6%	14.6%	13.9%	13.9%	13.8%	13.2%	12.3%	12.4%	11.9%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	H20～H22の平均を採用	
		集団回収量	t	183	106	112	128	120	108	95	88	104	106	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103		
		資源化率	%	13.4%	15.1%	14.4%	14.4%	14.3%	13.7%	12.7%	12.8%	12.4%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.7%	12.7%	12.7%	総資源化率
処理・処分	焼却処理	焼却量	t	16,977	16,739	17,263	17,351	17,124	16,865	17,031	16,324	15,691	14,288	15,658	15,433	15,170	14,936	14,700	14,495	14,242	14,017	13,773	13,551	13,305	13,305		
		直接焼却量	t	0	0	0	0	0	0	16,719	16,076	15,470	14,104	15,442	15,219	14,963	14,732	14,499	14,292	14,043	13,820	13,580	13,360	13,117			
		直接焼却量率	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	95.7%	95.7%	95.6%	88.0%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	93.1%	H20～H22の平均を採用	
		粗大処理可燃分	t	0	0	0	0	0	0	312	248	221	184	216	214	207	204	201	203	199	197	193	191	188			
		焼却残渣	t	2,556	2,378	2,308	2,362	2,625	2,523	2,393	2,159	1,982	1,717	1,973	1,945	1,911	1,882	1,852	1,826	1,794	1,766	1,735	1,707	1,676	1,676		
	焼却残渣発生率	%	15.1%	14.2%	13.4%	13.6%	15.3%	15.0%	14.1%	13.2%	12.6%	12.0%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%	H20～H22の平均を採用	
	粗大処理	粗大処理可燃分	t	0	0	0	0	0	0	312	248	221	184	216	214	207	204	201	203	199	197	193	191	188			
		粗大処理可燃分回収率	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	H20～H22の平均を採用	
		粗大処理残渣	t	221	339	403	377	413	431	336	331	341	307	321	315	308	303	299	295	290	286	281	276	273			
		粗大処理残渣発生率	%	5.8%	8.5%	10.2%	9.6%	10.6%	11.8%	9.9%	10.2%	11.5%	10.5%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	H20～H22の平均を採用
焼却残渣		t	2,556	2,378	2,308	2,362	2,625	2,523	2,393	2,159	1,982	1,717	1,973	1,945	1,911	1,882	1,852	1,826	1,794	1,766	1,735	1,707	1,676	1,676			
最終処分	粗大処理残渣	t	221	339	403	377	413	431	336	331	341	307	321	315	308	303	299	295	290	286	281	276	273				
	直接埋立	t							104	137	120	126	131	129	127	125	123	121	119	117	115	113	111				
	直接埋立率	%							0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	H20～H22の平均を採用		
		総埋立量	t	2,777	2,717	2,711	2,739	3,038	2,954	2,833	2,627	2,443	2,150	2,425	2,389	2,346	2,310	2,274	2,242	2,203	2,169	2,131	2,096	2,060			

資料3 処理技術の動向

1 ごみ処理施設

(1) 焼却処理施設

焼却施設には、連続焼却式とバッチ焼却式の2通りがあり、連続焼却式は全連続焼却式（24h/日運転）と准連続焼却式（16h/日運転）がある。一方、バッチ焼却式では機械化バッチ焼却式及び固定火格子バッチ焼却式があり、8h/日運転が基本となっている。焼却装置は、ストーカ式、流動床式及び回転炉式が一般的に採用されており、回転炉式は、ストーカ式と合わせて用いられることが多い。

1) ストーカ式

ストーカ式焼却装置は、焼却炉内の火格子（ストーカ）上にごみを供給し、火格子下より高温空気を送風し、焼却させる方式である。一般に、ストーカ式焼却装置は、焼却に先立ちごみの十分な乾燥を行う乾燥帯、乾燥したごみが乾留されながら炎を発生し、高温化で活発な酸化反応が進む焼却帯及び焼却灰中の未燃分の燃え切りを図る後焼却帯から構成されている。

2) 流動床式

流動床式焼却装置は、活動用押込み空気により流動層を形成している高温流動媒体の中で、ごみの乾燥・焼却を行うもので、流動層を保持する散気装置、炉底から不燃物を取り出す不燃物抜出装置、取り出した流動媒体に混在する不燃物を選別する不燃物選別機、流動媒体を炉内に返送する流動媒体循環装置から構成されている。

3) 回転炉式

回転炉式焼却装置は、横置の円筒状の焼却炉本体を穏やかに回転し、回転によるごみ送りと攪拌によって乾燥、焼却、あるいは後焼却を行うもので一般産業界では広範囲に及び質の違う廃棄物の焼却に利用されている。ごみ焼却炉ではストーカ式焼却装置と組み合わせることが多い。

(2) 熔融処理施設

熔融処理施設は、大きく分けて熱分解と熔融を一つの炉で行う方式（直接熔融）と熱分解と熔融を異なる炉で行う方式（ガス化熔融）の2通りがある。さらに、前者については、コークスベッド式、酸素式及びプラズマ式等に分類され、後者については、熱分解に用いる炉の形式により分けられ、キルン炉を用いるものと流動床炉を用いるものの2通りに大別される。

熔融処理施設の基本的な処理プロセスは、廃棄物を低酸素雰囲気の中に入れて450～550℃の比較的低温で熱分解させて熱分解ガス、未燃カーボン及び熱分

解残渣をつくり、熱分解ガスと未燃カーボンを燃焼・溶融工程に導いて1,300℃以上で高温燃焼させながら灰分の溶融・スラグ化まで持っていくものである。熱分解残渣からは酸化していない良質な鉄やアルミを回収できる。

また、本方式は燃焼特性のよいガスを高温で安定燃焼させるためにダイオキシン類の分解にすぐれていること、さらに空気過剰率を抑えた燃焼によって排ガス量が低減されるので、NO_xの発生量の低減及び排ガス処理装置を小型化できるなどのメリットがある。

1) 直接溶融

① コークスベッド式

副資材としてコークス、石灰石を用いるコークスベッド式では、炉下部が充填層のタイプと流動層のタイプがある。

充填層のタイプは、炉中央下部からごみとともにコークスと石灰石を投入する。炉内はごみが充填されており、上部から乾燥・予熱帯、熱分解帯、燃焼・溶融帯に区分される。ごみは乾燥・予熱帯で乾燥し、熱分解帯で有機分はガス化され、別置きで燃焼室で完全燃焼される。熱分解後の残渣は、コークスとともに燃焼・溶融帯へ降下し、酸素富化された空気により高温で燃焼・溶融され、炉外へ排出される。排出された溶融物は急冷されスラグとメタルとして回収される。

流動層のタイプでは、炉内に投入されたごみは副羽口から供給される空気によって流動化され熱分解される。ここで発生したガスは、別置きで燃焼室で完全燃焼される。熱分解後の残渣は、高温・高酸素濃度の空気による燃焼熱で溶融される。溶融物は、炉底側面より排出され、スラグとメタルとして回収される。

② 酸素式

ごみは、給じん機で圧縮され炉内へ投入される。投入されたごみは炉底部の燃焼・溶融帯から上昇するガスによって乾燥され、熱分解帯を経て、高温で溶融される。熱分解帯で発生した可燃ガスは、燃焼室で完全燃焼される。一方、溶融物は急冷されスラグとメタルとして回収される。

③ プラズマ式

炉の上部もしくは上側部より供給されたごみは、ごみ層上部より下方向に順次乾燥・予熱、熱分解、燃焼、溶融の過程を経て、炉下部よりスラグ、メタルを出滓する。プラズマで加熱された高温空気が羽口から送風されることが特徴であり、送風空気量、プラズマ熱により熱分解、燃焼、溶融のコントロールが行われる。炉上部又は別置きで燃焼室で熱分解ガスは完全燃焼される。

2) ガス化溶融炉

①キルン式ガス化溶融炉

キルン式熱分解ドラムと溶融炉で構成される。ごみは、間接加熱式（キルン式）熱分解ドラムにおいて約450℃程度の比較的低温かつ無酸素状態で蒸し焼きにされ、熱分解ガスと未燃カーボンに分解される。

溶融炉では、熱分解で発生した熱分解ガスや未燃カーボンを熱源に1,300℃の高温で灰等を溶融し、溶融物は冷却し、スラグとして回収する。また、熱分解過程により発生した熱分解残渣（不燃物や鉄、アルミ）はキルン出口から未酸化状態で排出後、選別する。廃熱はボイラ等により回収利用することが可能である。

②流動床式ガス化溶融炉

流動床式熱分解炉と溶融炉で構成される。ごみは、比較的低温かつ低空気比で一部を自燃しながら熱分解ガスと未燃カーボンに分解される。

溶融炉では、熱分解で発生した熱分解ガスや未燃カーボンを熱源に1,300℃の高温で灰等を溶融し、溶融物は冷却し、スラグとして回収する。また、熱分解過程により発生した熱分解残渣（不燃物や鉄、アルミ）は未酸化状態で流動床炉下部より排出後、選別する。廃熱はボイラ等により回収利用することが可能である。

(3) ごみ燃料化施設

可燃ごみに生石灰又は消石灰等の添加剤を加え、成形して燃料となる固形物（固形燃料）を造る施設である。家庭から排出されるごみは、水分率が37～66%程度と高いので、低位発熱量は1,200～2,600kcal/kgの低い範囲で変動し燃焼管理が難しい。これに比べて、ごみの固形燃料の利点は、燃料不適物を除去し、かつ水分を10%以下に乾燥するため、発熱量はほぼ安定しており低質な石灰程度の燃料になる。固形燃料の利点をまとめると次のとおりである。

- ① 燃料加工時に脱塩素剤が添加されることや発生ガス量が安定していることから、燃焼時における環境への影響が少なく、また、対策も容易である。
- ② 発熱量（4,000～5,000kcal/kg）、形状とも一定であることから、燃焼管理が易しい。
- ③ 大型燃焼炉が不要であることから建屋の低層化が可能である。
- ④ 燃料を集約することにより、スケールメリットやエネルギー利用率の向上が図れる。
- ⑤ 腐敗がなく、悪臭がしないことから長期の保存が可能であり、袋詰めが可能でくずれや粉塵の発生が少ない等から運搬し易く輸送性に優れている。

固形燃料の使用先の安定的な確保、需要と供給のバランス、塩ビ系プラスチック混入によるRDFの品質劣化、石油に比較し取扱いに難点があり、残渣が発生する、専焼ボイラを必要とする等が留意すべき点としてあげられる。

第2節 リサイクル設備

(1) プラスチック材質判別技術

廃プラスチックの適正処理及び再生資源化の効率を高めるためには、廃プラスチック材質の判別技術の確立が必要である。従来の判別方法は、比重、手触り、燃焼性などの違いを利用してきたが、これらは手間や熟練度を要し精度上からも問題があった。最近になって研究開発、実用化された判別技術の概要を述べる。

1) 近赤外線透過又は反射方式

近赤外線を測定対象プラスチックに照射し、得られる反射光又は透過光の吸収スペクトルを二次微分した符号化データとを比較することによってプラスチックの材質を判定する。対象樹脂は、PE、PP、PS、PVC、PVD、PETである。

2) レイリー／コンプトン散乱比法

放射線を測定対象プラスチックに照射し、得られるレイリー散乱光とコンプトン散乱光との比からプラスチックの材質を判別する。対象樹脂は、PE、PVC、PET、テフロンである。

3) 溶剤分画法

凍結粉砕したプラスチックをキシレン等の溶剤に溶解して材質毎に分画し、各分画中のプラスチックの含有量を赤外線吸光高度法によって測定する。対象樹脂は、PE、PP、PS、PVC、PETである。

以上のような方式が研究開発、実用化の状況にあるものの、近赤外線透過又は反射方式については、黒いプラスチックは判別が難しく、薄いフィルムは折り重ねる必要がある。複合素材製品は、表層の材質が判定されること等、まだいくつかの課題が残されている。

(2) ガラス類の自動色選別技術

資源ごみのリサイクルの中で大きな割合を占めるガラスびんのリサイクルについては、これまで大部分を作業者の手選別に頼っている現状である。しかし、作業者の安全管理と省力化から自動色選別装置が開発されている。以下に概要について述べる。

ガラスびんに光を当て、通過した透過光をCCDカメラでとらえ色を数値化し、あらかじめ廃棄物中のサンプルびんより得ていた色データとの照合で色を判別する。識別可能な色は無色、茶、黒、緑、青であるが、ユーザーの要望に応じて、無色と茶色を回収してその他は残渣扱いすることも可能である。

色の選別にはびんの対象面が曲面であることによる色合いの違いや入射角によるハレーション、また、ラベル、汚れ、フタ等の持つ色による影響を受ける等の課題があり、メーカー各社によって種々対応がなされている段階である。

資料4 環境関連の法律・条例・計画等の概要

区分	名称	概要
環境一般	基本法	<p>環境基本法</p> <p>近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、環境の保全についての基本理念、各主体の責務、基本的施策など、環境保全に関する施策の基本的な枠組みを定めたもので、公害対策基本法に代わり制定された法律です。</p>
	環境基本計画	<p>環境基本計画</p> <p>国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」で、中央環境審議会の意見を聴いて閣議決定されたものです。平成6年12月に閣議決定され、21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的考え方と、循環、共生、参加、国際的取組という4つの長期的な目標を示すとともに、21世紀初頭までの施策の方向を明らかにし、施策の総合的、計画的な展開を図るとしています。平成11年6月に見直しが諮問され、平成12年12月に閣議決定されました。平成18年4月には、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」を目指して、第3次環境基本計画が策定されました。</p>
	神奈川県環境基本条例	<p>環境基本条例</p> <p>環境問題が都市生活型から地球規模の問題にまで拡大する中、環境の保全及び創造についての基本理念や、県、事業者及び県民の責務、施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定されたもので、平成8年3月29日に公布され、平成8年4月1日に施行されました。</p>
	神奈川県環境基本計画	<p>環境基本計画</p> <p>環境基本条例第7条に基づき、平成9年3月に策定し、平成12年4月に施策内容を中心とした見直しを行いました。その後、地球温暖化対策などの強化やヒートアイランド現象など新たな課題への対応、平成15年10月に策定された「新アジェンダ21かながわ」を受けた施策展開を行うため、県の総合計画である「神奈川県力構想・プロジェクト51」を踏まえ、平成17年10月に計画の全面的な改定を行いました。平成27年度を目標年次として「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」を基本目標に掲げ、当面の3年間に取り組む21のプロジェクトを設定しています。</p>
	アセス	<p>環境影響評価法</p> <p>土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であるとの認識に立ち、環境影響評価の手続を定めるとともに、その結果を事業に反映させるための措置をとること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを究極的な目的とする法律で、平成11年6月12日から施行されました。</p>
	神奈川県環境影響評価条例	<p>環境影響評価条例</p> <p>土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれらに対する意見を求めるための手続きその他の環境影響評価に関する事項を定めることにより、事業の実施に際し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされることを目的とする条例で、昭和56年7月1日から施行されました。平成9年には、条例制定後16年の運用実績を踏まえつつ、対象事業の見直し、事前手続(実施計画書手続)や事後調査手続の導入等を内容とする条例改正を行い、平成10年には、環境影響評価法の施行に合せた改正を行い、平成11年6月12日に施行されました。平成21年には、評価項目に地球の温暖化の防止からの観点を追加等する内容の改正を行い、平成22年3月15日に施行されました。</p>

区分	名称	概要
環境一般	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために事業者、県民及び県それぞれの責務を明確に定め、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による環境保全上の支障を防止するための実効性を確保する手続等を定めたもので、平成10年4月に施行されました。また、平成14年10月には、ディーゼル車の運行規制の実施等を国的とする一部改正を行いました。さらに化学物質及び土壌汚染に関する規定について法と連携した内容とするため、平成16年3月に、一部改正を行いました。
	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例	法律の排出基準より厳しい基準（いわゆる上乗せ基準）を地域の汚染状況等に即して条例で定めることができることとなっており、大気汚染物質としてカドミウム、塩素、塩化水素等について施設を特定し規制しています。また、水質についても、国が定める一律排水基準より厳しい排水基準を定め、公共用水域の水質保全を図っています。
	神奈川地域公害防止計画（第8次）	公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等を対象に、公害防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることで、公害問題の改善を図ろうとするもので、都道府県知事が、環境大臣の同意で策定するものです。平成20年3月に横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を対象とした第8次計画を策定しました。
大気環境	大気汚染防止法	工場や事業場から発生する大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められ、また、有害大気汚染物質対策の実施の推進や自動車排出ガスに係わる許容限度を定める等により、国民の健康の保護や生活環境の保全等を図っています。
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	昭和60年代以降急速に進んだモータリゼーションを背景に自動車交通量が増加し、自動車交通が集中する東京や大阪近郊の大都市地域では自動車による交通公害が深刻になってきました。こうした状況に対処するため、大気汚染防止法に対する特別法として制定されたのが「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」です。（通称「自動車NOx法」と呼ばれています。）この法律が適用される地域では、窒素酸化物の排出量が多い車（主にトラックやバス）は一定の猶予期間が経過した後、登録ができなくなる（車検証が交付されない）等の措置がとられました。（車種規制といいます。）しかし、大気汚染の改善状況はかばしくなかったため、平成13年6月にこの法律は改正され現在の名称となりました。改正により、窒素酸化物に加えて粒子状物質も規制対象に加えられたほか、車種規制の内容も厳しいものとなりました。（詳しいことは政令で規定）改正後、この法律は通称「自動車NOx・PM法」と呼ばれています。
	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	「自動車NOx・PM法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量を削減するため、平成15年7月に策定されたのがこの計画です。この計画では、平成22年度末までに「自動車NOx・PM法」が適用される地域（対策地域）を含む県内全域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成局率を100%とするよう努めることを目標とし、目標を達成するための削減目標量を定め、目標量を確保するための施策を定めています。

区分	名称	概要	
大気環境	神奈川県大気汚染緊急時措置要綱	光化学オキシダント(光化学スモッグ)に関し、県民への被害の未然防止を図るため、予報の提供や注意報等の発令を行うとともに、光化学スモッグの原因物質削減を図るため、大規模工場・事業場に対して原因物質の排出量削減等の要請を行うなど、緊急時の措置を定めています。	
水環境	水質	水質汚濁防止法	工場・事業場から公共用水域に排出される排水や地下に浸透される水について規制を行うとともに、生活排水対策の実施の推進について定め、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としています。なお、工場等から公共下水道に排出される排水については下水道法の規制を受けます。
		東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画(第6次)	水質汚濁防止法に基づき、「化学的酸素要求量等に係る総量削減基本方針(東京湾)」に定められた削減目標を達成するために必要な方策などについて定めたもので、埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県が、昭和54年以降、5年ごとに策定しています。平成21年度を目標年次とする第5次の計画を平成19年6月に策定しました。
		神奈川県洗剤対策推進方針	りんを含む合成洗剤等の使用を制限し、洗剤の適正・減量使用などに向けて県民の理解と協力を求めながら、県の施設への措置と県民への啓発等の実施を内容とした方針であり、昭和59年10月18日から実施しています。
	水地下	工業用水法	地盤の沈下の防止に資することを目的として、横浜市、川崎市の臨海部の地域を指定して工業用の地下水の採取を規制しています。
	土壌	土壌汚染対策法	土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的として平成15年2月に施行されました。また、平成21年4月に一部改正され、土壌汚染状況の把握のための制度の拡充、汚染区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌処理業の許可制度の追加が行われました。
	その他	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、平成19年度以降の20年間を視野に入れ、水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進していくための取組の基本的考え方や、分野ごとの施策展開の方向性などを示しています。河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体(水の共同利用圏域)で、自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生を図ることを理念としたもので、平成17年11月に策定しました。
		かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を踏まえ、最初の5年間(平成19～23年度)に充実・強化して取り組む特別の対策について、対象地域や目標、事業内容等を明らかにしています。「水源の森林づくり事業の推進」や、「県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」など12事業を掲げたもので、平成17年11月に策定しました。
	アジェンダ21 桂川・相模川	桂川・相模川流域を対象に、市民、事業者、行政の話し合いの中から、桂川・相模川流域協議会が策定した「ローカルアジェンダ」で、この桂川・相模川流域において、環境への負荷が少ない持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築くための行動計画です。	

区分	名称	概要
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	「循環型社会」を形成するために、その基本的な枠組みとなる法律として制定されました。この中で、「循環型社会」を廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義しています。廃棄物のうち有用なものを「循環資源」として位置づけ、その循環的な利用を促進することとなり、循環資源の循環的な利用及び処分の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分とすることが法定化されました。政府は、平成15年3月14日に循環型社会形成推進舞木計画を閣議決定・国会報告しました。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年に他の公害関係立法とともに成立しました。それまでは、廃棄物の処理について、清掃法に基づき行われてきましたが、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立するなど、現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として成立しました。平成12年には、廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処理を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずることとなりました。都道府県は、国における基本方針に即して、区域内の廃棄物の減量その他の適正な処理に関する計画(廃棄物処理計画)を定めることとされています。
	神奈川県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、国の基本方針に沿った一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする法定計画として、また、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に取り組むとともに、相互に連携して循環型社会形成への取組を進めることによって「廃棄物県内処理100%」を実現していく行動計画として平成14年3月に策定しました。本計画の計画期間は平成14年度から27年度までの14年間ですが、平成20年3月の改訂では平成20年度から24年度までの5年間の事業計画を定めています。
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年に制定した「再生資源の利用の促進に関する法律」(再生資源利川促進法)が改正され、法律名も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。本法では、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策や③回収した製品の部品等の再使用対策を新たに請じ、また、産業廃棄物対策としても、④副産物の発生抑制及びリサイクルを推進することにより、循環型経済システムの構築を目指しています。平成13年3月28日に改正された資源の有効な利用の促進に関する基本方針には、製品の種類及び副産物の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項等が定められています。
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について排出を抑制するとともに、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという、消費者、市町村、事業者の3者の役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。本法において都道府県は分別収集促進計画を、市町村は分別収集促進計画を策定し、公表することとされています。

区分	名称	概要
廃棄物	神奈川県分別収集促進計画	本県の容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進並びにリサイクルの推進を図るために3年ごとに5年を1期として策定するものです。計画には、容器包装廃棄物の排出見込み量、市町村分別収集による収集量見込み量、分別収集の促進等に関する事項などを定めています。計画は平成8年11月に第1期計画を定め、平成22年8月には第6期計画(平成23年度から平成27年度)が定められています。
	特定家庭用機器再商品化法	廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、特定家庭用機器として指定された、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの(特定家庭用機器廃棄物)について、小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化等を義務付けることにより、廃家電等の適切なリサイクル・処理を確保することを目指しています。平成10年6月に公布、平成13年4月に施行され、平成16年4月、平成21年4月に対象機器が追加されています。
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建築物の解体工事などの発注者に知事(市長)への届出を義務付けるとともに、建築物の解体などの受注者に、特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)の分別及び再資源化などを義務付けています。また、解体工事などの受注者に対する知事(市長)による助言・勧告、命令制度や解体工事業者の都道府県知事への登録制度を規定しています。本法においては主務大臣が基本方針を定めることが規定されており、平成13年1月17日に基本方針が定められ、本方針に即し、本県でも特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めました。平成12年5月に公布、平成14年5月に完全施行されました。
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めており、「基本方針の策定」、「食品関連事業者による再生利用等の実施」、「再生利用を促進するための措置」等について規定しています。
	使用済自動車の再資源化等に関する法律	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」は平成7年7月に公布され、平成17年1月から本格施行されました。この法律では、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けています。主な内容は①自動車製造業者等のフロン類、エアバッグ及びシュレッターダストの引取義務やリサイクル(フロン類は破壊)を行う義務、②引取業者(自動車販売、整備業者等)の使用済自動車の引取義務及びフロン類回収業者又は解体業者への引渡義務、③フロン類回収業者のフロン類の回収及び自動車製造業者等への引渡義務、④解体業者・破砕業者の使用済自動車のリサイクル及びエアバッグ、シュレッターダストの自動車製造業者等への引渡義務、⑤自動車所有者の引取業者への引渡義務及びリサイクル料金の負担などとなっています。

区分	名称	概要
廃棄物	神奈川県ごみ処理広域化計画	循環型社会への転換やダイオキシン対策に対する要請を受け、また、県と市町村が共同して設置した「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」でまとめた「一般廃棄物広域処理指針」を踏まえ、平成10年3月に策定された計画です。この計画では、ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、広域処理に向けた、ごみ処理の基本方針、広域処理を行う範囲(ブロック)の設定、広域処理を行う施設の整備等について定めています。計画は、県内市町村をブロックに区分し、各ブロック構成市町村の協議により、平成19年度までに、広域化の具体的な内容となる「広域化実施計画」を策定することとしていました。この結果、6つのブロックで広域化実施計画が策定されましたが、なお一部のブロックで協議が継続されています。県では、平成20年3月に改訂した「神奈川県廃棄物処理計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、施設整備の推進を図るため、市町村への助言、情報提供等に努めるとともに、未策定ブロックにおける計画策定を支援します。
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランスコンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきましたが、昭和43年にはカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」が公布されました。本法では、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定することとされ、都道府県は、国の基本計画に即して、その区域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定することとなっています。また、事業者等は、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事等に届出をし、都道府県知事等は事業者等からの届出書を公衆の縦覧に供することにより公表することとなっています。また、事業者は、処理体制の整備状況等を勘案して定められた期間内〔平成28年7月15日〕までにそのPCB廃棄物を処分する義務があります。
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	「PCB特別措置法」第7条に基づく法定計画であり、「神奈川県廃棄物処理計画」及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」に即し、県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理について定めています。平成17年11月の東京PCB廃棄物処理事業の開始にあわせ、平成18年3月に策定しました。
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	一般廃棄物を中心とする比較的小規模な不法投棄を撲滅するための「不法投棄を許さない地域環境づくり」の推進と大規模な事案に発展する可能性のある「産業廃棄物の不適正処理対策」のより一層の充実を図ることを目的として、廃棄物処理法を補う視点から制定されたものです。各主体の責務、土地所有者等の責務、産業廃棄物の保管場所の届出、産業廃棄物の不適正処理の公表、産業廃棄物の不適正処理に関する県民からの調査等の請求などを定めており、平成19年4月1日から施行されました。
化学物質	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図り、国民の健康を保護するため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる環境基準を定めるとともに、廃棄物焼却施設等の特定施設の届出及び排出ガス、排出水等に係る規制、汚染状況のモニタリング調査、並びに汚染土壌に対する対策等を定めています。(平成U年7月16日公布、平成12年1月15日施行)

区分	名称	概要
化学物質	神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針	バイオテクノロジーにおけるDNA組換え作業の安全性を確保し、生物材料による環境への影響を未然に防止するため、国等が定めるもののほか、自主的な管理について必要な事項を示し、良好な地域環境の確保を図ることを目的として、平成5年10月1日に施行されました。（平成17年11月25日一部改正）事業者は規模に係わらず、DNA組換えの作業を実施する場合、自主管理マニュアルを作成し、県知事へ報告することとなっています。
	ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	ゴルフ場において病虫害の防除等に使用される農薬の安全かつ適正な使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺の環境汚染防止を図り、県民の健康の保護に資するとともに、良好な環境の保全に寄与することを目的に制定されたもので、農薬の安全使用の推進を図るとともに、環境保全計画の作成や環境調査の実施、農薬使用結果の報告等について定めています。
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的に平成11年7月に制定され、PRTR制度（事業者による化学物質の排出量等の届出及び国等による届出データ等の集計・公表制度）、MSDS制度〔化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供を事業者間の取引等の際に義務づける制度〕、事業者が対象化学物質等の管理を行う際のガイドラインである化学物質管理指針などが規定されています。平成2旧年11月21日に同法施行令が改正され、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しと第一種指定化学物質等取扱事業者となりうる業種の追加（医療業）が行われました。MSDS制度は平成21年10月1日、PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成22年度から、届出は平成23年度から実施されます。
騒音・振動・悪臭	騒音規制法	騒音規制法は、生活環境を保全すべき地域を県知事（政令市、中核市、特例市については市長）が指定し、その地域内の特定施設のある工場・事業場の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音の規制、自動車騒音に係る許容限度の設定等について定めています。なお、航空機及び鉄道騒音は本法の規制対象ではなく、それぞれ国の告示により、環境基準が設定され、これに対応する法律等により、音源対策等が講じられています。
	振動規制法	騒音規制法と同じ体系の規制方法をとっており、県内では19市2町（政令市、中核市、特例市を含む。）が指定地域であり、その指定地域内の特定施設をもつ工場・事業場の振動や特定建設作業等の振動を規制しています。
	悪臭防止法	県知事（政令市、中核市、特例市は市長）は、工場やその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭により、生活環境の保全を図る必要があると認められる地域を悪臭を規制する地域として指定し、規制基準を設定しています。
自然環境	自然環境保全法	良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	古都の歴史的風土を保全するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を定めています。法律の対象となる古都とは、京都市、奈良市、鎌倉市と政令で定める市町村に限られ、この法令により県内では鎌倉市及び逗子市が古都となっています。
	首都圏近郊緑地保全法	首都圏近郊整備地帯での無秩序な市街化を防止し、秩序ある発展に寄与するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を定めています。
	都市緑地法	都市計画区域内の緑地のうち都市の良好な自然環境を形成する樹林地等を保全するため、地区の指定、行為の制限等を定めています。

区分	名称	概要
自然環境	生産緑地法	市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、地区の指定、行為の制限等を定めています。
	都市の美観風致を維持するための樹林の保存に関する法律	都市の美観風致を維持するために特に優れた樹木又は樹林を保存し、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するため、保存樹及び保存樹林の指定、保存等について定めています。
	風致地区条例	都市の風致の維持向上を図り、自然と調和した緑豊かな街づくりを進めるため、都市計画法に基づき風致地区を指定し、風致地区条例により、行為の一定の制限等を定めています。
	自然環境保全条例	県内における良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。
	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めています。
	自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の健康、休養及び教化に資することを目的として定められています。
	神奈川県立自然公園条例	神奈川県内にあるすぐれた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて県民の健康、休養及び教化に資することを目的として定められています。
	神奈川みどり計画	みどりの量とともに質的な確保に取り組み、生物多様性の保全と充実を日指すこととした「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念とし、県域に自然条件や地域の特性に着目し9つの緑化域を設定し、量の確保や質の向上を推進するとともに緑化域を相互につなげ、水とみどりのネットワークの形成を図ることを目標としています。
	生物多様性基本法	生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め・行政民間団体及び国民等の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定など施策の基本事項を定めています。
	丹沢大山自然再生計画	平成16年度から2年間にわたり実施した「丹沢大山総合調査」により明らかになった課題に取り組むため、平成19年3月に「丹沢大山保全計画」を改定したもの。丹沢大山の自然環境が抱える問題を8つの特定課題に絞り込み、5年間で取り組む主要施策の事業計画を定めています。また、「統合型管理」の視点から、東丹沢など3つの地域については、「ブナ林の再生」や「人工林の再生1」、「シカの保護管理」などの事業に集中・連携して取り組むとともに、「順応型管理」の仕組みを取り入れ、自然環境状態のモニタリング結果を、NPOや学識者、企業など多様な主体からなる「丹沢大山自然再生委員会」による事業点検・評価を踏まえ、柔軟に事業の見直しを行うこととしています。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	野生鳥獣の保護を図るとともに、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系被害を防止し、併せて狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲等に当たっての規制、狩猟免許制度などについて定めています。	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とし、国内外に生息する希少野生生物の譲渡等の規制、国内に生息する希少野生生物の捕獲・採取等の規制、生息地等保護区の指定による生息地における開発行為などの規制及び保護増殖事業の実施等について定めています。	

区分	名称	概要
自然環境	第二次ニホンジカとニホンザルの保護管理計画	人と野生鳥獣の共存に向け、農林業被害や生活被害の軽減だけではなく、生態系の保全も視野に入れ、地域個体群を長期的な観点から維持するため、平成19年3月に第2次ニホンジカ及びニホンザルの保護管理計画を策定し、県、市町村、関係団体が連携して、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理を組み合わせ、毎年度実施するモニタリング（継続監視）結果の分析により事業の効果検証を行いながら、保護管理事業を推進しています。
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	海外から国内に持ち込まれる外来生物のうち、国内の生態系や人の生命身体、農林水産業に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせているものがあることから、これらを特定外来生物に指定し、飼養や栽培、輸入その他の取扱を原則禁止するとともに、既に国内に定着している特定外来生物について、国等が防除等を行うことを定めています。
	神奈川県アライグマ防除実施計画	アライグマによる農業等人間生活及び生態系への被害に対し、市町村、住民、農業者、関係団体など多様な主体とともに、計画的、総合的に被害対策を進めるため策定した計画。アライグマ防除実施計画に基づき、計画的な防除、被害予防策、生息環境管理、モニタリング等に取り組んでいます。
	第10次鳥獣保護事業計画	鳥獣保護事業計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき全国的に調和のとれた鳥獣保護事業を推進するため、国が定める基準に従い、5年毎に都道府県知事が、地域の鳥獣の生息状況に即応して、鳥獣保護行政を推進していくために策定する計画です。平成20～23年度を計画期間とした第四次鳥獣保護事業計画に基づき、多種多様な野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、人と野生鳥獣との共生を図ることにより、自然生態系の維持に重要な役割を持ち、かつ豊かな生活環境を形成する要素となる野生鳥獣の保護管理を推進しています。
まちづくり	かながわ都市マスタープラン	2025年を展望した神奈川の県土・都市像を描き、その実現に向けた基本方向を明らかにするとともに、広域的視点にたった取組や土地利用、社会資本整備、市街地整備の各方針などを定めた都市づくりの分野での基幹的な計画です。
	景観法	良好な景観の形成を促進するため・景観計画の策定により、行為の制限や景観重要建造物の維持、景観重要公共施設の整備など、景観づくりに向けた総合的な取組みを定めています
	神奈川県景観条例	美しい風格のある県土の形成等を図るため、景観づくりに関する基本理念、県・県民・事業者の責務、施策の基本となる事項等について定めています。
	神奈川景観づくり基本方針	県民等及び市町村を支援することを基本姿勢とした県の施策を推進する方針であるとともに、市町村景観計画などに基づき市町村が推進する施策のガイドラインです。
	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。
	神奈川県都市公園条例	都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、神奈川県を設置する都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的として定められています。
	河川法	近年、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められているなど、河川に関する制度をとりまく状況は大きく変化していることを受けて、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として「治水」、「利水」に加え、「河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全」を位置付け、河川法が改正され平成9年に施行されました。

区分	名称	概要
地球環境	京都議定書	平成9年12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC) 第3回締約国会議 (COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガス (二酸化炭素などの6ガス)の排出量の具体的な数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどその達成のための新たな仕組みが合意されました。京都議定書は平成17年2月16日に発効し、平成20年から平成24年までの第1約束期間に、先進国全体で1990年比5%の温室効果ガスを削減することになっています。
	京都議定書目標達成計画	平成17年2月の京都議定書の発効を受け、日本の温室効果ガス6%削減を達成するため、地球温暖化対策推進法に基づき、平成17年4月28日に閣議決定されました。(平成20年3月28日全部改定)
	地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)	我が国の地球温暖化対策の基本法律であり、国、地方公共団体、事業者及び国民各々の責務を明らかにしています。国と地方公共団体に対して実行計画の策定と実施状況の公表を義務づけているほか、一定規模以上の事業者に対する温室効果ガス排出量の算定及び報告の義務づけなどを規定しています。(平成20年6月改正)
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	低炭素社会の実現に向けて、県、県民、事業者等の各主体の責務を明らかにすると共に、地球温暖化対策に関する取組の実施について定めています。
	神奈川県地球温暖化対策計画	神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための知事が定める地球温暖化対策に関する基本的な計画であり、温室効果ガスの削減目標や目標達成に向けた取組みなどを定めています。
	神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、知事が定めた、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画であり、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針、その目標や目標を達成するための措置に関する事項などを定めています。
省エネルギー	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)	内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギー使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために昭和54年に制定されました。平成17年8月に、地球温暖化防止に関する京都議定書の発効、昨今の世界的なエネルギー需給のひつ迫化等、最近のエネルギーを巡る諸情勢を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、新たに輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策の強化などの措置が講じられました。(平成20年5月改正)
新エネルギー	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等について国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を定めています。
	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS法)	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置 (電気事業者が販売電力量に応じて一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気の利用を義務づけ)を定めています。

区分	名称	概要	
地球環境	新エネルギー	<p>電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者に対して、太陽光風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講じるもので、平成21年7月1日に成立、同年8月28日に施行されました。本法律の省令及び告示等、所要の規定が整備されたことに伴い、同年11月1日から、太陽光発電設備による余剰電力を電気事業者がそれまでの2倍程度の価格で買い取る「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されました。</p>	
	かながわ新エネルギービジョン	<p>平成9年3月に「神奈川県クリーンエネルギー活用基本方針」を策定しましたが、その後の状況変化を踏まえ、「クリーンエネルギー」の呼称を「新エネルギー」に改め、平成15年3月に策定した本県における新エネルギー導入の基本的な指針です。</p>	
	オゾン層保護	モントリオール議定書	<p>オゾン層保護条約(ウィーン条約)に基づき、オゾン層破壊の原因であるフロン等の規制に向けて、オゾン層破壊物質の削減スケジュールなど具体的な規制措置を定めたもの(昭和62年採択)。数年おきに改正を行って規制強化を図っており、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などが平成8年以降全廃となり、その他の代替フロン、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)なども順次、全廃となります。</p>
		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	<p>ウィーン条約及びモントリオール議定書の実施を確保するため、同議定書で規制の対象となっている物質を特定物質と定め、その製造数量等の規制や排出の抑制・随用合理化の努力義務、さらにオゾン層や大気中CFC等の観測・監視や生産量・消費量の基準限度・実績の公表などが実施されています。</p>
環境への負荷の少ない生活・事業活動の現実	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	<p>平成15年7月15日に可決・成立した法律(施行は10月1日)で、持続可能な社会を構築するために環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めています。地方公共団体の責務(努力目標)として、学校教育における体験学習等の充実を図ること、環境保全に関する情報提供、助言及び相談並びに便宜の供与等の拠点としての機能を担う体制を整備することなどが盛り込まれています。</p>	
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	<p>国や地方公共団体の事業活動に係る環境配慮等の状況を公表するとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置を定めています。</p>	

区分	名称	概要
環境への負荷の少ない生活・事業活動の現実	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、省エネルギー改修事業に係る国の債務負担の特例その他必要な事項を定めています。
	かながわ環境学習プラン	社会の一人ひとりが環境との関わりを学習し、「環境にやさしい社会の形成者」としての主体的な行動が社会全体に定着し、次世代に継承されていくことをねらいとして平成4年に策定しました。県内の環境の現況と、環境学習の基本的な考え方を示すとともに、5つの視点と4つの段階に配慮しつつ、個人・家庭、学校、企業、行政、地域等の各主体が体系的に環境学習を進めるための展開モデルを提案しています。
	かながわ産業活性化指針	経済状況の大きな変革期の中で、県内産業の活性化を図るため、本県産業のめざす姿を示し、その実現に向けた県の取組の基本方向と基本施策を提示しています。その中で、環境負荷の少ない多様な製品やサービスを提供する環境ビジネスの成長を本県産業のめざす姿として描いています。
	かながわ水産業活性化指針	かながわの水産業の活性化を目的として、今後、取り組んでいく水産施策の方向を示している本指針は、「海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして」を基本目標としています。そのための環境関連の施策としては、漁業者やNPOなどとの協働による藻場づくりや県民への漁場環境保全に係る啓発などを掲げています。
	かながわ農業活性化指針	本指針は、かながわ農業の活性化を推進するため「県民の豊かな生活を支える都市農業をめざして」を基本目標として、今後、県が取り組んでいく農業施策の方向を示しています。その中で環境関連の施策として、家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効活用や環境にやさしい農業の推進、農地の持つ多面的機能の発揮や環境保全に資するための取組を掲げています。
	神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正管理の推進と資源としての有効利用の促進について定めています。
	神奈川県バイオマス利活用計画	食品廃棄物を始めとして、家畜排せつ物、農作物収穫残さ、せん定枝などのバイオマスについて、資源の安全性を確保しながら、農業の持つ自然循環機能を活かし、安定的で高品質な野菜や果実づくりのための堆肥としての活用や、畜産における飼料としての活用など、農業分野を中心とした利用促進を図るための指針として平成17年3月に「神奈川県バイオマス利活用計画」を策定しました。
	かながわツーリズム推進指針	本県の観光施策における基本目標や施策の方向性を示すものとして策定した本指針では、「人々にゆとりと豊かさを与える質の高い観光交流の実現」。「地域の活性化と一体となった産業として観光の実現」、「国際観光県『かながわ』の実現」の3つを基本目標とし、その実現に向けた施策の方向の1つに、地域資源の保全や景観づくりを促進することを掲げています。